

平成24年 第8回定例会

美瑛町議会会議録

(第2号) 12月20日 開会

美瑛町議会

平成24年第8回美瑛町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成24年第8回美瑛町議会定例会

平成24年12月20日午前9時30分開議

- |      |          |  |
|------|----------|--|
| 第 1  |          | 会議録署名議員の指名について                             |
| 第 2  |          | 一般質問 [八木幹男議員、杉山勝雄議員、濱田洋一議員]、               |
| 第 3  | 議案第 1 号  | 美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定について |
| 第 4  | 議案第 4 号  | 美瑛町課設置条例等の一部改正について                         |
| 第 5  | 議案第 2 号  | 美瑛町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について                 |
| 第 6  | 議案第 3 号  | 美瑛町定住促進住宅条例の制定について                         |
| 第 7  | 議案第 5 号  | 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について                    |
| 第 8  | 議案第 6 号  | 美瑛町保育所条例の一部改正について                          |
| 第 9  | 議案第 7 号  | 美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について                 |
| 第 10 | 議案第 8 号  | 美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正について                 |
| 第 11 | 議案第 9 号  | 専決処分について                                   |
| 第 12 | 議案第 10 号 | 平成24年度美瑛町一般会計補正予算について                      |
| 第 13 | 議案第 11 号 | 平成24年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算について                |
| 第 14 | 議案第 12 号 | 平成24年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について                |
| 第 15 | 報告第 1 号  | 専決処分について                                   |
| 第 16 | 請願第 1 号  | 町道の認定に関する請願について                            |
| 第 17 |          | 所管事務調査の申し出について                             |

○出席議員（14名）

1番	沢	尻	健	議員	
2番	森	平	真也	議員	
3番	佐	藤	晴観	議員	
4番	杉	山	勝雄	議員	
5番	齊	藤	幸一	議員	
6番	山	家	慶治	議員	
7番	花	輪	政輝	議員	
8番	八	木	幹男	議員	
9番	穂	積	力	議員	
10番	福	原	輝美子	議員	
11番	角	和	浩幸	議員	
12番	濱	田	洋一	議員	
13番	沼	田	成功	議員	
議長	14番	齊	藤	正	議員

○欠席議員

○出席説明員

町	長	浜田	哲君
副町	長	塚田	聡仁君
会計	管理者	原	子秀樹君
総務	課長	石井	典夫君
政策	調整室長	中山	勝利君
税務	課長	佐藤	剛敏君
住民	生活課長	大谷	隆男君
保健	福祉課長	池田	由行君
保健	福祉課参事	米濱	美智子君
商工	観光課長	後路	宜伸君
農林	課長	大西	能正君
都市	建設課長	武井	一真君
水道	課長	山田	厚誠君
町立	病院事務局長	太田	茂夫君
総務	課長補佐	今野	聖貴君
総務	課財政係長	今滝	毅君
教育	委員長	大西	宣充君
教育	長	千葉	茂美君
学校	教育課長	藤原	悟君
生涯	学習課長	大滝	憲孝君
農業	委員会会長	鹿島	明博君
農業	委員会事務局長	佐々木	典美君
代表	監査委員	有富	武君
監査	事務長	鈴木	貴久君

○書記

事務局長 前川光男 君  
係長 梶原祐治 君

---

開議宣告

---

○議長（齊藤 正議員） おはようございます。定例会2日目でございます。

本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、2番森平真也議員と11番角和浩幸議員を指名します。

---

日程第2 一般質問

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第2、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。

それでは始めに、8番八木幹男議員。

（「はい」の声）

はい、8番八木議員。

（8番 八木 幹男 議員 登壇）

○8番（八木幹男議員） 8番八木です。よろしくお願いします。

2点町長に質問させていただきます。まず1点目は、地域包括支援センターの本来業務と人員配置についてです。質問の要旨、地域包括支援センターは、介護支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関と定義されており、「高齢者一人ひとりの状況や変化に応じた包括的、継続的なケアマネジメントを実施する。」と謳われています。このような観点から、介護ニーズに応えるワンストップ窓口であるべきと考えます。

先日、「病院を退院後、特別養護老人ホームに入りたいけれど待機人数が多くて対応できないと言われたが、どこに相談したらいいかわからず困っている。」とか、「退院後、在宅で見ていきたいがどこに相談したらいいか。」という話を聞きました。いずれも役場が対応し解決したのですが、地域包括支援センターは受け身の支援から、攻めの支援に変えていくべきと考えます。そこで2点伺います。

（1）地域包括支援センターの存在を広く知らしめていく活動はできているのでしょうか。

（2）介護・支援が必要な人に対して、対応する施設が変わっても生涯にわたり一人の担当

者が関わっていくべきと考えますが、そのような仕組みにはできないのでしょうか。

質問事項2、ごみの減量化について。質問の要旨、総務文教常任委員会所管事務調査で一般廃棄物最終処分場を視察したところ、環境に配慮した大規模施設が必要との説明を担当より受けました。埋め立て容量も限界に近付いており、平成28年度中には満杯になるとのことであり、ゴミの減量化を町民の皆さんにも働きかけていかなければならないと痛感しました。そこで2点伺います。

(1) 町民の皆さんに対してゴミの減量化の啓蒙活動はどのように行われているのでしょうか。

(2) 可燃ゴミは、40リットル毎に30円の処理券を貼ることになっています。利便性という面からも、少し小さめの袋にも対応する二本立ての料金体系にはできないのでしょうか。

以上町長にお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） 8番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい、町長」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲 君 登壇）

○町長（浜田 哲君） おはようございます。

8番八木幹男議員からの質問、1地域包括支援センターの本来業務と人員配置について答弁を申し上げます。長寿社会への加速によって、本町は、今後も要支援、要介護認定高齢者や認知症者の増加、加えて高齢単身世帯や高齢者世帯等の増加などが懸念される中、これらの社会情勢の変化に対応し、高齢者の自立した生活を支援するために、地域包括支援センターの重要性はますます高まるものと考えています。

地域包括支援センターは、平成18年4月1日施行の介護保険法の改正により創設されたもので、公正、中立な立場から、介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメントを担う中核的機関として、市町村が直営又は委託により設置することとしています。本町は、人口規模や業務量、運営財源、専門員の人材確保の面から、最も効果的、効率的にセンター機能を発揮できるよう、保健福祉課内に設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーを充て、高齢者の生活を支える総合的な窓口としての業務を展開していて、今後においても保健・福祉・医療などの関係機関とのネットワークをさらに強化する中で、町民の皆さまが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の創造に努めていきます。

1点目は、本センターが設置から6年を経過する中で、大雪地区広域連合が平成23年3月に実施した調査では、65歳以上の高齢者3,616人の内61.3%にあたる2,218人が本センターを認知している状況にありましたが、さらに本センターの認知度、理解度を向上させるために、広報やホームページなどの媒体の活用とともに、高齢者宅への訪問、単位老人

クラブなどへの出前健康講座、認知症サポーター養成講座や生きがいデイサービス事業などを始めとする支援や相談業務を通じて、より一層質の高い、的確な情報発信を推進していきたいと考えています。

2点目は、過去に、国のレベルで生涯ケアマネジャーの議論がなされたものの、実現には至らなかった経過があります。議員のご質問にありますように、1人の利用者に対し、1人のケアマネジャーによってケアマネジメントを提供していくことは、信頼関係の構築や高質で的確な支援の継続性などの観点から理想的な対応であると捉えています。しかしながら、ケアマネジャーの就退職などの事情や利用者の在宅、施設入所、医療機関入院などの態様の変化などによっては、同一ケアマネジャーでの継続には困難が生じることもあります。その際に重要なのは、利用者の自立や生活の質を向上させるための切れ目のない支援を継続していくことですので、きめ細かな保健・福祉・医療などの連携によって自立が可能となるよう利用者を支援していきます。

続きまして質問事項2です。ごみの減量化です。美瑛町のごみ収集は、平成4年度より有料化とともに5種分別を開始し、近年では、可燃ごみ・不燃ごみ合わせて年3,000トン前後で推移しています。ごみの減量化には、排出する量そのものを少なくすることのほか、分別の徹底が不可欠であり、町広報誌やホームページなどで、減量化に効果のあるごみの分別徹底をお願いしています。減量化の施策では、昨年度より不要となった家庭電化製品の臨時無料回収を年に数回行っているほか、今年度からは小型電子機器の拠点回収を開始し、収集委託業者を通じてリサイクル業者へ引き渡すことで減量化に努めています。また、町内会を中心とした集団資源回収では、しらかば清掃センターへの資源ごみの搬入量を超え年300トン以上となっていて、引き続き集団回収への助成により民間での再資源化を推進していきます。そのほか、コンポスト購入助成を通じた家庭での堆肥化の促進などの施策を積み重ねながら、清掃センターへの搬入量を削減し、清掃センターや最終処分場の延命化に繋がりたいと考えています。なお、9月定例会で、佐藤晴観議員からご質問のありました資源回収ボックスも、より分別が促進されるよう、来年度以降、順次増設する方向で検討しています。議員ご指摘のゴミの減量化や最終処分場の現状のほか、不法投棄の防止など、町民の皆さまに啓発していかねばならないことはまだまだ沢山あるかと思われまますので、様々な機会を通じて積極的に周知していきたいと考えています。

次に、ゴミ処理の料金体系ですが、平成4年に可燃ごみ・不燃ごみ15円、大型ごみ300円で始まった手数料は、平成9年に可燃ごみ・不燃ごみが30円、大型ごみ500円に改定し、現在に至っています。現行では小さい袋で出しても30円となりますが、サイズごとの手数料体系では、平成9年に料金改定した際には、異なる料金のシールが混在したために、大きな袋に15円のシールが貼られるなどして収集が混乱したことから、大きい袋に小さい袋用のシ



ールが張られないようにする対策が必要となり、シール方式による段階性の料金体系は難しいものと考えています。シール方式ではなく、袋方式であれば段階的な料金体系にすることは可能となりますが、専用袋を作成する費用がシールに比べて高額となるため、現行の料金水準では町の負担が重くなります。担当課に対しては、日頃からゴミの出し方を検討させていますが、方式の変更は、料金が現行の水準で良いのかも含めて検討する必要があり、負担と行政サービスとの関係、町の財政状況、福祉的な側面、近隣市町村との均衡などを総合的に勘案しながら、その時期や方法は、慎重に見極めていく必要があるものと考えています。現状では、町民の皆さまの負担をなるべく抑えながら、将来負担の軽減につながる清掃センターや最終処分場の延命化を図るため、ゴミの減量化を進めるための啓蒙と施策にさらに取り組んでいきます。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

(「はい」の声)

**○議長(齊藤 正議員)** はい、8番八木議員。

**○8番(八木幹男議員)** はい、8番八木です。再質問させていただきます。まず質問事項第1、地域包括支援センターに関して再質問させていただきます。地域包括支援センターの認知度が61.3%とのことですので、今回私が耳にしたのは、例外的なケースなのかもしれません。介護保険の概要は、広報8月号に大雪地区広域連合からの冊子が添付されていて、大変内容のわかりやすい資料であったと感じています。しかし、地域包括支援センターの説明はありますが、どこにあるかは明記されていません。旭川などに行くと、地区ごとに地域包括支援センターの看板が目につき、所在がはっきりわかる状態で、また、職員の配置は、第1号被保険者が概ね3千人以上6千人未満ごとに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員各1名を専属で配置する目安があり、本町は条件を満たしています。問題は、家族の立場からすると見えないということではないかと感じています。地域包括支援センターを役場の外に出す考えはないのでしょうか伺います。

もう1点は、要支援、要介護者の生涯にわたって1人の担当者が関わっていける仕組みができないのかという問題です。大雪地区広域連合の第5期介護保険事業計画によると、2010年では要介護、要支援認定者は664名となっていて、出現率が18.2%となっています。本町の人口は、人口問題研究所の推計によると、15年後の2025年には、9,473人となり、65歳以上人口が3,912人になると予測されています。出現率が20パーセントと想定しますと、要介護、要支援が必要になる人は782人となり、現状よりは120人増となります。さらに、75歳以上の人口を対比してみますと、2010年が1,989人、ほぼ2,000人と見て、また、2025年には2,514人になると想定されていて、約2,500人となり、この15年間で500人の要支援、要介護者が増加してくるという計算になります。

す。こんな観点から75歳以上の人口がこれだけ多くなるので、出現率はもっと上がってくるものとも考えられます。要介護、要支援者とその家族が地域で安心して暮らしていくには、公正、中立な立場で包括的、継続的支援を標榜する地域包括支援センターが一人ひとりに対応できる唯一の機関であるとの観点から、将来も見越して、今からこういう仕組みづくりを構築していく構想はないのか伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 八木議員よりの再質に答弁を申し上げます。まず、地域包括支援センターの設置の部分で、一つは宣伝って言いますか、多くの方々に知っていただく、そういう取り組みをどう重ねていくのかということです。もう1点は役場の中にあるのがいいのかどうかということの内容です。

1点目はこれからも、これまでの活動をさらにまた継続しながら、多くの方々に知っていただく、広報等で色々こう宣伝と申しますか。アピールをしても、なかなか実感がわからない。目で見て読んでこうだなというのはわかりますが、それがなかなか現場の場所につながっていかない感覚は、これは私もわかります。そういう面では、今、出前講座等色々職員も取り組みを、直接対話をする取り組みを進めていますので、老人クラブの関係者の方々とか、それから各団体の方々にこういった取り組みをさらにまた強めていけるような呼びかけをしていきたいと思っています。行政区それから町内会の会議でも、この数年間は担当者が我々の会議が終わった後に説明をしまして、こういうふうに取り組みをしていきたいということも続けていますので、八木議員が求めている、多くの方々に知っていただくという部分は、更にまたその知っている方々の比率が上がっていくものと我々もそう感じていますが、さらにこういった面で取り組みを進めていきますので、ご意見等あればまたいただければと思っています。それから役場の中から場所が移動すれば、この機能が高まるのかということですが、私は、この八木議員からもワンストップというようなこともありますし、やはり役場が総合的な情報を持っているところから、いたずらに出先をつくってそこに出すということで、本当にワンストップのようなことが総合的なサービスができるのかどうか。こういう面も含めると役場の中で、多くの方々に知っていただき、役場で対応をする、そのことが重要だと思っています。保健センター等でもこういった部分について、保健センターに通う方々、お出でをいただく方々には周知をいただくような取り組みも今後更に重要になってくると思っていますので、保健センターと役場の連携、こういったことも、今も進めています、更に充実していく必要があると思っています。

それから2点目の、主に人員の配置、体制を整備ということです。体制の整備という部分は、私もそういう人員の配置も含めて検討をするよう進めています。実際、今年度の保健師の採用は、予定が1名でしたが、面接において良い人材があったということで、1名多く2名の採用

決定もさせていただきましたし、そういう面では人員の配置、体制の充実これからも大きな課題だと。そしてまた必要な事項ということで取り組んでいきたいと考えています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) この地域包括支援センターで一番の役割を担っていただきたいのは、病院から介護施設へ、あるいは介護施設から別の介護施設へ移る際、このところが1番問題になるのだらうと思います。こんなところから、公平、中立な立場であるやはりこの地域包括支援センターが、こういう変わり目に関わっていくことが重要だらうと思います。他地区には色々な取り組みがありますが、他地区に先じた形で制度をつくり上げていく、こんな形のもの、やはり1番重要になってくるのだと思いますが、この辺のところはいかがお考えでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 一つはこの包括支援センターが、例えば、在宅の方々がどこかの施設に入る。施設からまた次の施設に移動する。こういう部分に担う役割は大変大きいものと私もそう思っています。特に在宅から施設という部分は非常に役割は大きいと思っていますが、それぞれの施設に、実は病院も、慈光園とか、ほの香とかこういったところも、相談を受ける体制が整っています。先日、町立病院の方の相談にも、病院の患者さんばかりでなくて、家族の方にこういった相談内容を受ける場所をしっかりと明示するように、また理解していただけるように周知をしていただけるように対応をという話を担当者にさせていただきましたが、それぞれの施設でこういったものを充実させながら、包括支援センターでは全体的な情報を得ていくということが大切だと思っています。福祉関連の各関係機関の総合的な協議会も持っていますので、そういう所でも、今八木議員からご意見をいただいた内容について、住民の方々がこういう面で相談の部分強化してほしいという思いがありますよということも伝えさせていただきながら、今後の住民サービスの徹底に取り組んでいきたいと思っています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) 質問を変えさせていただきます。次はごみの減量化で再質問させていただきます。過去から色々な手段を使ってごみの減量化に対する啓蒙活動をしてきていることは十分理解をしています。しかし、伝えたことが情報ではなく、伝わったことが情報であると、このような視点から変えていく必要もあるのではないかと考えています。ごみの分別・減量化に関しては、日ごろから小学生の力を借りるべきではないかと、こんなことも常々感じています。自分の子供たちからこのごみは資源ごみだよとか、これは燃えるごみでこれは燃えないごみだよとか説明されると、やはりお父さんお母さん、おじいちゃんおばあちゃんに

とっても納得をして協力をしてくれるとこんな体制ができるのではないかと考えています。学校ではこのような活動はされているのかもしれませんが、町として子供たちに働きかけたことはあるのでしょうか。またもう1点は、料金体系です。過去の経緯はよく理解をしました。しかし、高齢者の方の立場からすると1週間で40リッターのごみが出ないと思います。特に夏場の1週間分のごみを室内に置くということは衛生上も好ましくありません。ごみ処理の観点からすると対応できないのかもしれませんが、福祉と関連づけ対応していくという方法はとれないのでしょうか。例えば社会福祉協議会では、ひとり暮らしの高齢者を対象に訪問活動を実施しています。ここで高齢者限定のシールを作成して説明して販売する、このような手法はとれないのでしょうか。あるいは町内会、行政区を通してご高齢の方に販売していくという方法はとれないのでしょうか。超高齢化社会を迎え住民の方を巻き込まなければ福祉活動は成り立たない時代にもなりつつあると考えています。このようなところから再考の余地はないのかと再質問させていただきます。よろしくお願いします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 1点目のごみの減量化に学校教育等を通して町として取り組むべきでないかと、またそういった周知活動をすべきでないかということです。基本的には我々も地域地域での資源回収ということは重点的な事業だと思っています。そういう面では、これは学校にもよります。非常に積極的に進めている学校もあれば、その部分はそれほどといますか、ごみの内容等を知らせるだけでそれ以上のことはしていないというところもありますが、その部分は我々も地域なり資源回収という部分では積極的に今後子供たちにもそういったことが理解できるように宣伝をするということ、また周知をしていただく取り組みをすることは重要なことだと思っていますので、今地域の資源回収事業等を行ってますので、こういった部分の宣伝をしながら一方ではこういう学校側からの要望がありますよということであれば、担当課等を通じて、ごみの説明、そういった教育に対する協力をしていきたいと思っています。こういったことを教育委員会等でも今後話題として提供して、その中でまたいろいろ検討していただくということもあり得ると思いますので、今後の我々の協議について経過をまた報告をさせていただきたいと思っています。それからもう1点、ごみを福祉関係と結びつけた高齢者への対応ということですが、このごみの部分はこれまでもいろんな経過がありました。非常に苦慮してきたところですし、一方では美瑛町のごみは管内でも非常に安い金額にとどめています。そういう面からしますと、小さな袋をつけてまた、15円のものを作って、それが袋が違うとかシールが違うとか、そういう部分はできるだけ避けたいと思いますので、今ここに一応これまでの経過を踏まえて30円というシールを貼るところまで来ましたので、今のところこの方向で進めたいと思っています。実は専用袋等も検討をさせていただきました。袋の制度に替えますと、今

はシールを作って販売するのに経費が120万円ほどかかっています。住民の方々からシール代として集めているのは約750万円か800万円を切る金額で、7百数十万円です。ごみ全体の委託料は6千万円以上の金額です。実は住民の方々からいただいている金額は1割強という金額です。これをごみ袋の専用の袋にしますとまた700万円から800万円の経費がかかります。ですから今のところ我々は住民サービスとしてできるだけ安い金額でごみの回収をさせていただくという方向を基本として今運営していますので、ぜひこの部分は我々も色んな配慮をしながらここに至ったということをご理解いただければと答弁をさせていただきたいと思います。やはりごみの課題は、私はリサイクルだと思っています。リサイクルは先ほども答弁をさせていただきましたとおり、色々と対策を練っているところですが、このリサイクルについてさらにまた強化できるように施策を検討させていただきたいと思っていますし、一方では美瑛町は丘のまちびえいとして非常に観光客の方々にも多く来ていただいています。その美瑛町の観光案内をしていただいている方からも、町長ごみが捨てられてると、要するに不法投棄があるよと、多いよということもいただいていますので、こういった部分も多く住民の方々にぜひまちづくりにごみの施策等に対して理解をしていただくようなそういう方向性を充実させていきたいと考えているところです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) 8番八木です。経済的な面から見ると十分対応できないというのは理解をしています。やはりここは高齢者の方々やはり、もったいないとか、物を大切にするとか、やはりこういうごみの減量化ということは、高齢者の方がなかなかごみを少なくするという傾向にはあると思います。しかしこの40リッターというのはなかなかそこまではならないからもったいないから出さないということも出てくるんだろうと思います。3町で広域連合を組んでますので、東川なんかは専用袋を作っていると思います。やはりこの辺の3町との協力と言いますか体制をつくってこのような検討もなされるべきではないかなと思いますので、その辺のことを再度お伺いさせていただきます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 八木議員の再々質に答弁をさせていただきますが、例えば具体的な例を申し上げますと、3町で指定袋を使っているのは東川町さんですが、40リットル100円です。それから旭川市でも指定袋ですが40リッターで80円です。そういう面からしますと、美瑛町のごみの収集は非常に住民に対してサービスを提供してるというふうに、町長も大分色んな経緯があって、値上げの部分も含めて検討した経過がありますが、この部分は住民の方々に対するサービスの1番大きな部分があるということで対応させていただいています。ぜひご

理解いただき、今後八木議員からいただきました内容を関係団体ともし対応するような部分がありましたら、例えば社協等でごみを集めて、集合的に集めてそういうところから対応するとか、そういうその出所が限定されるような部分について可能かどうか、それもよく協議をさせていただきたいと思いますが、今の状況はこういう状況であるということをご理解いただいて、今後また色々な面でご指導いただければと、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 8番議員の質問を終わります。

次に、4番杉山勝雄議員。

（「はい」の声）

はい、4番杉山議員。

（4番 杉山 勝雄 議員 登壇）

○4番（杉山勝雄議員） はい、4番杉山です。町長にまず質問をさせていただきます。美瑛町役場機構改革について。町長は来年度に役場の機構改革を行おうとしています。それには、政策調整室を政策調整課に改称すること、商工観光課と生涯学習課の統合、都市建設課と水道課の統合、住民生活課所管の国保医療を保健福祉課に移行すること、防犯・消費者生活相談等の業務を総務課及び商工観光課から住民生活課に所管を替えること等があげられています。そこで質問します。

（1）教育委員会所管である生涯学習課を、町長部局である商工観光課と統合し、観光・商工等の経済振興と文化スポーツ等の人づくりを通じた町づくりの推進を目指していますが、教育委員会には地方公共団体の長から独立した機関としての位置づけがされているが、町長部局に統合することで問題は生じないのか。

（2）商工観光が前面に見えて、教育委員会の使命がかすんでしまう印象を受けるが、その点はどうか。

（3）自然の家条例、スキー場設置及び管理条例、郷土資料館条例等が改正になるというが、教育委員会はどのように関わるのでしょうか。

2番目の質問です。スポーツセンターの利用について。スポーツセンターは多くの町民に利用されており、その数は年々増加していると承知しています。スポーツが主体の施設ですが、歩くコースを利用されている方にはスポーツや健康づくりにとどまらず、リハビリ目的で利用する方がいます。冬期間には歩く目的で使う需要も高まっています。ところが、リハビリを必要とする方には3階までの階段を上ることは大変な苦痛が伴います。エレベーターかリフト式の設備を設置することが出来ないかという要望も出されていますが、このことについて伺います。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 正議員） 4番議員の質問の答弁を求めます。

(「はい、町長」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲 君 登壇)

**○町長(浜田 哲君)** 4番杉山議員よりの一般質問に町長の分に係る件を答弁します。

質問1の美瑛町役場の機構改革についてです。今の機構は、議員ご承知のとおり、今から10年前の平成14年3月からスタートしたものです。この10年で、地方の自主自立改革など社会の仕組みが大きく変化していて、本町にあっては少子高齢化が一層進み、従来に増してきめ細かな行政サービスが求められています。このような現状を踏まえ、組織の再編を行い、町づくりの意志統一と組織体制の強化を図るため平成25年4月から新体制でスタートするべく、作業を進めています。

今回、この機構改革について3点のご質問をいただきましたが、私の方から(1)の教育委員会所管である生涯学習課を町長部局に統合することでの問題についてのご質問のみご答弁させていただきますことをご了承願います。

生涯学習課を町長部局に統合することは、今回の機構改革の主要な見直しに位置づけています。これからの町づくりを進めるうえでの町全体の課題として、人材活用が重要な柱と考えていて、生涯学習の場である文化スポーツ等で活躍されている方々の優れた知識経験を積極的に取り入れ、文化スポーツ・国際交流・観光・産業等と連携した町づくりを推進するためのものです。このために、総合的な文化・スポーツ行政の推進が図られるよう、教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例を認めた、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、本定例会に条例の制定についてご提案したところであり、結果、一体的・総合的に取り組むことにより青少年育成、福祉や健康づくり、地域づくり、観光振興など一層の効果が期待できるものと考えています。従いまして、法的にも、行政運営上も適切なものと考えています。

以上です。あとはまた再質で色々とお答えをさせていただきたいと思います。

**○議長(齊藤 正議員)** はい、次に千葉教育長。

(「はい」の声)

はい、教育長。

(教育長 千葉 茂美 君 登壇)

**○会計管理者(千葉茂美君)** おはようございます。質問事項1の美瑛町役場機構改革について答弁をさせていただきます。文化やスポーツは、健全な精神や健全な肉体を育み、誰もがより豊かで充実した人生を送るうえで欠かせないものであるとともに、人々の相互理解を促し、地域社会の活性化や再生にもつながるなど、健康で心豊かな活力ある社会の形成に重要な意義を有することから、教育委員会でその振興に取り組んできています。

1点目の生涯学習課を町長部局に統合することについて、問題は生じないかについてですが、7月に町長より役場の機構の見直しの協議がありました。その内容は、これからのまちづくりを進めるうえで、人材活用が重要な柱と考え、文化スポーツ等で活躍されている方々の優れた知識等を取り入れた町づくりを推進するため、職務権限の特例を認めた法律に基づき、文化スポーツを町長部局で管理、執行したいとのことでした。これを受けて、8月開催の美瑛町教育委員会議で審議を行い、文化・スポーツ行政の推進を総合的に図ることにより、町の一体的行政運営が確保され、住民サービス向上、地域の文化発展・向上に繋がるものと考え、教育委員会で協議内容のとおり同意をしたものです。

2点目の町長部局に統合されることにより教育委員会の使命がかすんでしまうのではないかについてですが、公民館、図書館に関しては従来どおり、教育委員会の所掌事務として行うものであり、これら以外の生涯学習課の業務も「第8次美瑛町社会教育中期計画」の基本目標の精神を引き継ぎ、部局が変わっても、教育委員会の使命がかすんでしまうことはないものと考えています。

3点目の3施設の条例が改正された後、教育委員会がどのように関わるかについてですが、条例の改正を予定しています3施設は、町長部局が管理・運営する施設となります。しかしながら、条例の目的や社会教育の推進などの観点から、これまで施設の管理・運営を行ってきた教育委員会が蓄積してきたノウハウを活用し、その管理・運営には、町長部局と教育委員会が連携・協力を行う施設として位置づけ、関わりを持ち続けながら進めていくことが必要だと考えています。

質問事項2のスポーツセンターの利用についてです。スポーツセンター3階のウォーキングコースを利用するにあたり、階段の利用に大変な苦痛が伴うことから、エレベーターかリフト式の設備を設置できないかとの質問ですが、このウォーキングコースも年々利用者が増加し、特に冬季間は町民の皆さまの利用が多い状況です。

議員ご質問のリハビリの内容は詳しくわかりませんが、利用者の歩行を中心としたものとして、答弁させていただきますことをご了承願います。

リハビリとしての利用にあたり、3階のウォーキングコースの階段を利用しづらい方のために、ウォーキングコースだけではなく、スポーツセンター1階アリーナフロアーが使われていない時には、アリーナフロアーも利用していただける状況にあります。また、その他の施設としては、町民センター多目的ホールの利用も可能と考えていて、これらの利用をお願いし、新たな設備設置を行う考えは持っていません。

今後、スポーツセンター1階アリーナフロアー及び町民センター多目的ホールの利用方法を、町広報誌等で周知していきたいと考えています。

○議長（齊藤 正議員） 10時35分まで休憩いたします。



休憩宣告（午前10時15分）

再開宣告（午前10時35分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（「はい」の声）

はい、4番杉山議員。

○4番（杉山勝雄議員） はい、4番です。

今回の機構改革の主要な位置づけとされています生涯学習課を町長部局に統合される点ですが、本来機構改革は事務の効率化とか行政サービスの向上が図られるとか、また職員の意識の向上など、多分そういったあたりを意図されて行われているのだらうと思います。生涯学習、それから商工観光では明らかにその使命や負っている責任が違うのではないかと、このように私は捉えています、その点をどのように埋めていかれるのか、この点をもう少し詳しくお聞きをしたいと思います。確かに商工観光課では、これまでもスポーツとかイベントとか、たくさん手がけられて、もちろんそこに町民も参加されています。しかし、どちらかというとなら外的な、つまり町外に向けられた取り組みかなという面が強いかと思います。これに比べて、生涯学習の分野では町民の自覚と自発性、自主性を尊重した、それをサポートする、必要な条件、環境を整備して町民の学習活動やスポーツ、それから文化などの活動を奨励し援助していく、そういう役割を生涯学習課は持っているという理解をしています。この二つの課の統合というのは、どちらかといいますと町長部局の効率化が前面にあって、教育委員会の使命が背景に追いやられている、そういう危惧を正直抱きます。その点について再度、確認の意味で、質問をしたいと思います。

（「はい、町長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 杉山議員の再質にお答えさせていただきます。

今回の機構改革は、一つは、この機構改革で法律の改正があったということをご理解をいただきたいと思いますが、この法律の改正は、平成20年の施行ということですが、相当長い論議がされた経過があります。それで、私もいろんな機関の文書とか、それから教育に関係する方の本等も読ませていただきましたが、基本的には学校教育、社会教育という部分を教育委員会は担うという、そういう制度の中でこれまで教育行政全般が行われてきました。その論議の中で、この社会教育から生涯教育という名前に変更されたという経過がありますが、その部分は非常にその社会教育という、教育という、つまり住民の方々を教育するということが本当に今の時代になって適切なのかということが、議題としてあったというように、論点として非常に大きなウエイトがあったと思っています。つまり、例えば私どもの生涯学習、社会教育という部分での担当者が、ある一つの事を町民の方々と学んでいくというときに、教育という形

で我々が何かこう教育をする、教え育むというような言葉というか、それが体制として形になってくる、言葉に合わせた体制がつくられていくということに非常にもう今の時代は合わなくなってきたと。つまり住民の方が、例えばある一つの文化活動とか、それから技術的な部分でもレベルはもう相当高い、そういう人達が集まって相互研鑽しながら学習していく、また自分たちの趣味の範囲を広げていく。そこに対して、町行政が教育委員会という部分から中でも教える育むという、もうそういう時代ではないと、逆に我々の方が教えていただくというような状況が生まれてきているわけです。そういう面からしますと、そういう今の住民の方々の、非常にそういうレベルアップの部分に対応した体制が必要でないかということが、議論の核にあったと理解をしています。そんなことが色々議論されながら、この法律についての施行に至ったわけですが、北海道でも今年4月から同じような体制で、教育委員会との協議ができ、もう施行になっているところです。私ども美瑛町も、私も町長に就任させていただきながら、この部分は何とかしたいと、何とかこの部分について町の体制を見直したいと長年検討してきたところですが、法律の改正によって非常に私としても進めやすくなった部分があるということで、今回取り組みを皆さん方に提案をさせていただくところです。それからもう1点、町長としましては、今までもまちづくりの中で色々なイベント等取り組みを進めさせていただきましたし、その関係する方々にも協力をいただきましたが、例えば今回自転車のサイクリング等を取り組んできたわけですが、もう既にサイクリング協会の方々が素晴らしい情報を持って、また体験もあるということで、彼らの力をいただいて我々が取り組みを進めたというところです。まちづくりにおいて今の美瑛町におけるイベントは、まさにまちづくりの一つのものと重要な位置づけをしています。こういった部分の運営も教育部局だ町部局だと言って分かれて取り組みをすることに、非常に違和感と、それから難しい局面がありましたので、やはりまちづくりという重要な活動の一部として、しっかりと我々も協力関係をとっていきたいと、そしてまたこういう活動のレベルアップを図るためにも、町として取り組んでいきたいということです。これは、マラソンもスキーも、それから他のイベント等も同様の状況であり、その効果を今後の町行政と教育委員会協力するその効果を、町としてもつくり上げていきたいと思っています。それから、機構改革全般の部分は、町長に就任させていただいた時に、財政の部分で非常に厳しい環境になる段階でした。その中で、財政健全化というテーマも持ちながら役場の機構の見直し等を進めさせていただいたのが10年前です。その10年経って、美瑛町の財政の関係も、健全化もひとつ目処ができたということです。そして職員数等も、非常に人数が減ったということで、実は今年の、来年度における採用の面接をさせていただきましたが、大変多くの若い人達を採用するという形になりました。そういう意味では、美瑛町の役場の運営も10年前から次の段階に入るとい位置づけを持っているところです。今回この機構改革は、そういった主旨を持っているところでありまして、基本的な考え方としてまちづくりの意

意思統一と組織体制の強化、これが1点目です。意思統一と組織体制の強化、それから先ほど申し上げた法改正等に対応して、この教育、生涯学習部門の町長部局への移管、それが2点目です。3点目として、機敏でかつ臨機応変な災害対応、この災害の部分について、やはり大きな十勝岳を中心とした災害対応、この部分を都市建設課と水道課等の統合をしながら体制を作っていくたいということです。それから、内部的には職員の働く意欲を高めるようなことから、係長ポストの増ということを検討させていただいています。他町とのバランスを考慮して概ね35歳ぐらいで係長ポストに昇格させ、責任と自覚を持った職員の育成を推進するということです。それから、10年前に対応させていただきましたスタッフ制の継続、このスタッフ制は職員のアンケート等、またいろんな総務課長を中心にこのスタッフ制のあり方を協議させていただきましたが、概ねこのスタッフ制を理解するという職員側の対応もあったということで継続をさせていきたいということです。それから、事務分掌の点検と整備で住民サービスの向上を図ろうということで進めています。内容は、政策調整室における、政策調整課、調整室を調整課という独立した組織にし、東京事務所は、しっかりとした位置づけをしようということです。それから商工観光課と生涯学習課を統合し、観光と商工業等の経済振興と文化スポーツ等の人づくりを通じたまちづくり、こういった推進を目指すために体制を強化しようということです。ですから、ここにおいては教育行政、これまでの生涯学習における教育行政を低下させようという考え方は一切ありません。教育行政も、これまでの商工部局における支援体制をさらに強め臨機応変な対応をしようということの提案です。それから、都市建設課と水道課の統合は、災害対応ということですし、商工観光課が所管していた白金泉源の開発及び維持管理を所管するということです。基盤整備は町のインフラ整備、災害対応は集中的な組織体制をつくるということです。それから、住民生活課所管の国保医療係を保健福祉課へ移管すると、これも事務分掌の連携と住民サービスの向上を目的としたものです。それから、地域住民にとって身近な業務である防犯、消費生活相談等の業務を総務課及び商工観光課から住民生活課に所管を変えるということで、1階の住民生活課においてサービスのワンストップということでもありますし、1階の相談をしやすい部署に業務を所管替えするということです。見直しに伴い係名の一部変更を行う内容になっています。議員からご質問をいただいた分について、我々も今後十分社会教育、生涯学習という部分について、今後ともまちづくりに、そしてまたそれぞれの住民の方々の活動が拡大されるような、そういう取り組みとして今回の機構改革を進めていきたいと考えていますのでよろしくお願いを申し上げます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) では次に、教育長に伺いたいと思いますが、教育委員会は行政から独立した機関として独自の役割を担ってこられたと思います。それには歴史的な背景もあり、ま

た憲法が謳っています民主的で文化的な国づくり、そして恒久平和、それを実現するために教育基本法があるわけですが、このような憲法に謳われてる理想の実現は、教育の力によって行わなければならないという大変有名なくだりがありまして、確かに今町長が答弁されたように、この改定により町長部局に移管できるということで、各地でも進められているようです。しかし教育委員会の使命は、そうであっても変わらないと私は1点確認をしておきたいと思います。課が統合されても、教育行政の政策決定、そして意思決定、これは貫かれるんだと、こういう点を確認の意味で教育長に伺っておきたい思います。いかがでしょうか。

(「はい、教育長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、教育長。

○教育長(千葉茂美君) 杉山議員の再質にお答えしたいと思います。教育行政の意思決定がこれからも引き継がれるかということの質問だと思います。先ほど町長から今回の機構改革に伴う教育委員会の職務権限に対する管理執行の特例に関して機構改革の中で、商工観光課と生涯学習課と、ということの話がありました。平成20年の4月1日に施行されたこの法律の一部改正によりますと、教育における地方分権の推進策の一つとして文化及びスポーツに関する事務を主管する部局の弾力化というものを掲げて特例を追加したところですが、その主旨としましては、地域の実情や住民のニーズに応じて地域づくりという観点から他の地域振興などの関連行政と合わせて、地方公共団体の長に一元化することができるという特例です。教育委員会の会議の中でも、町長から機構改革の見直しの協議をいただいた中でも、今杉山委員から質問されました、教育委員会の立場はどうなのかということも論議されました。教育委員会としては、町長からいただいた答弁書にも書かせていただきましたとおり、文化、スポーツに関する部分について、総合的に町が行政を推進することができるということから、一体的行政が運営されていること、住民サービスの向上と地域文化の発展向上につながるということであればということで、教育委員会の中で導入したものです。課が統一されたと言っても法律上、教育委員会制度の中では、あくまでもこの特例に関する部分は町長部局ができるということで、教育に関する社会教育、学校教育、生涯学習の教育委員会の立場という部分は、何ら変わるものはないと思っていますし、2点目の答弁書にも書かせていただいたとおり、社会教育の中期計画の中の基本方針の精神などは、そのまま引き継ぐということで、文化スポーツに関しては町長部局ということになります。それ以外の教育全体については教育委員会制度を含めた教育委員会の位置付けの意思決定は教育委員会もかかわるということに私は判断したところで、以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) はい、ありがとうございます。それでは次に、スポーツセンターの

利用について再質をします。答弁では、エレベーターやリフト式の設備は考えていませんと、大変明快な答弁をいただきました。逆に利用の範囲を広げていただいた、そういう点は評価させていただきたいと思いますが、ただ、そのようにアリーナフロアやそれから多目的ホールをウォーキング目的で使いますと、町民の方がそのことを知ってもらったときに、恐らくもっとそういう利用者・ニーズが広がっていくのかなと思います。そうしたニーズの把握とか、中にはそのリハビリ目的で利用された方がどのぐらい生まれるのか、そういうデータの集計を是非していただければと思います。利用が大変多いと掴まれた時に、ぜひエレベーターとかリフトなどの設備はどのぐらいの費用が必要なのか、そうした調査・検討もこれからの考えの対象にぜひ入れていただきたいと思っています。なお利用方法の周知の問題は、確かに広報で広く知らせていただくというのは必要なことですが、スポーツセンターに来られる方、それから町民センターに足を運んでいただく方、そういった人たちにも目に触れる部分、わかりやすいようなところに、このような利用の仕方ができるんですよというそういう周知の仕方も大いに工夫をしていただいて、必ずしも広報、確かにたくさんの方が目にするわけですが、文字で情報がずっと入るかといいますと、なかなかそうならない部分もありますので、やはり利用される方が直接訪れる場に広く知らされているかどうか、足を運んでいただいた方にそのことが一目でわかるようになっているかどうか、そのあたりもぜひ心がけていただければと思います。

(「はい、教育長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい千葉教育長。

○会計管理者(千葉茂美君) はい、エレベータ等々の質問に対しては、ちょっと断定的に乱暴な言い方だったかもしれませんが、その辺はご理解をいただきたいと思います。スポーツセンターを建てる時にそういうことも検討の材料として入ってるかどうか私も詳しくは存じませんが、体の不自由な方、障がいをお持ちの方にスポーツセンターを利用していただく時のということで、検討の段階では色々そういう方に対しても入っていたと思いますが、今回のようなケースはどうだったのかなという、施設の時の検討段階ではどうだったのかは私もわかりませんが申し訳ありません。杉山議員言われるように、スポーツセンターの今の利用状況を見ますと、土日祝祭日、一般開放の時にはアリーナの部分はほとんど利用されていない、利用されていないという言い方は変ですが、一般開放ということでサークル・団体の方々は使われていない状況です。それ以外の平日は、それぞれサークル・団体が定期的に利用する形をとっています。しかし利用実態を見ますと、特に冬季間もそうですが、通年通して午前中はアリーナの部分が空いてるという状況で、手前側が使っていて奥が空いているとか、その逆もあると思いますが、空いている状況です。上の部分は130m ぐらいあるのでしょうか、あそこは歩きやすくなっていますが、アリーナ部分も同じように歩いていただけると私どもの方で考えていますし、その他の施設であるような状況となりますと町民センターの多目的ホールが一番かなと

考えまして、スポーツセンターのアリーナ部分、それからもう一つ町民センターの多目的ホール美丘の部分をお願いする方法としては最適でないかということで、断定的に考えていませんが、そんな考え方をしています。もう一つ利用者の方に対する周知方法についてです。杉山議員おっしゃるように先ほどのごみのことも出ていましたが、なかなか町の広報紙・ホームページと言っても皆さんが万遍に見られるか、特にホームページあたりは、そういう手段を持っていないという方もいらっしゃいますし、広報誌等もその場限りという、先ほど八木さんが言われたようなこともありますので、利用されている方、これから利用するであろうという方、それから色々な団体に呼びかけまして、特に保健センターと病院等とか、リハビリで歩くことを目的にしてリハビリをされるような方につつまして、広くお知らせをするような方法を検討していきたいと考えています。以上です。

○議長（齊藤 正議員） はい、4番議員の質問を終わります。

次に、12番濱田洋一議員。

（「はい」の声）

はい、12番濱田議員。

（12番 濱田 洋一 議員 登壇）

○12番（濱田洋一議員） 農業委員会の会長にアグリパートナー事業について質問をさせていただきます。農業後継者のパートナー対策として、富良野沿線で構成しているアグリパートナー協議会が発足して久しいところですが、ここ数年、この連携による成果が思うように上がらないせいか、この組織のあり方に疑問を持つ方が増えているようです。この組織に参加するよりも「我が町独自の取り組みに対して投資をした方が良いのではないか。」との声もあります。予定していたイベントが中止になることもあり、事業のあり方も見直す時期なのではないかと思われま。

ここ数年の事業効果や反省点、今後のこの連携のあり方について考えを伺います。お願いします。

○議長（齊藤 正議員） 12番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

はい、鹿島農業委員会会長。

（農業委員会会長 鹿島 明博 君 登壇）

○農業委員会会長（鹿島明博君） 今般、農業が抱えている諸問題は数多くありますが、花嫁対策も農業後継者対策と並んで重要な課題として捉えています。美瑛町も現在、厳しい農業情勢のもと100名近い農業後継者が独身という極めて深刻な状況となっていて、解消に向け効果の上がる対策が求められています。

今回のご質問ですが、この事業は美瑛町単独で実施している「美瑛町アグリパートナー協議

会」と富良野沿線1市5町村が連携し地域の共通課題として取り組んでいる「富良野アグリパートナー協議会」がありますが、富良野の協議会は発足から既に39年にわたり花嫁対策を実践し活動してきました。その実績は平成23年度までに50組を超えるカップルを生み出し、現在、農業経営者の良きパートナーとして、美瑛町の基幹産業である農業を支えるとともに地域農業の発展において大きな力となっています。このように協議会が果たす役割が大きいことから、今後とも上川南部地域との連携した共通課題のもと、この対策の解消に向けた更なる支援策が必要であると考えています。今回、質問の要旨にある、組織運営ですが、協議会の負担金は、5年に一度の見直しの中、市町村ごとの農地面積を基準に算出し負担額としていて、イベントの計画は、年間2回を開催目標と掲げ募集を行い、イベント参加状況により、開催時期の変更や、参加女性が少ない場合は町村毎に男性参加者の割当枠を調整するなど、会員市町村の実情を考慮しながら実施しているのが実態です。

今後とも、イベントの企画立案は、事業効果の上がる「出会いの場」を提供できるよう心がけるとともに、平成24年からは配偶者獲得における新たな取り組みとして男性参加者向けの事前レクチャーの実践など、精神面も強化を図っているところですのでご理解いただきたいと思います。なお、次年度以降の募集方法やイベントの内容、改めるべき点は、今後、富良野の協議会事務局と協議を行っていきたいと考えていますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、12番濱田議員。

○12番(濱田洋一議員) 基幹産業の農業というその後継者対策で、再質をさせていただきます。

答弁の内容は、今後もこの関係を継続すると、更に強化をしたいと私は理解をしました。その中でそういう内容であれば、答弁書にもありますが、色んな課題があって、それに向けた対策、さらなる支援策と言われていますが、その内容、共通で持つ課題、問題点、これらをもう少し、申し訳ないのですが具体的にお聞かせを願いたいというのが1点です。

また2点目は、それぞれ美瑛町も独自の取り組みもやっていますので、それらと比較して、効果として、やはりどうなのか、どのようなメリットがあるのかというあたりも、もう少しお聞かせを願いたい。それから、地元にももちろん結婚相談員というのがありますので、それらもお聞きをしますと大変なご苦勞をされているという話もお伺いをしていますが、質問の中で「投資をした方が良いのではないか。」という内容もありますから、そこも含めて今後の考え方、方向性を再度お聞きをしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、鹿島農業委員会会長。

○**農業委員会会長（鹿島明博君）** 濱田議員の再質にお答えをしたいと思います。富良野沿線の共通の課題ということですが、やはりどこの町村も花嫁対策非常に苦慮をしているという状況ですし、課題的にはそういう問題もありますが、やはりその時期が1番問題になっているところ。当初、富良野沿線の中では、やはり7月の中旬以降を中心として考えているわけですが、美瑛にとってはやはり畑作が中心の部分もありまして、当然この皆さんご存じのとおり、麦の収穫時期に入っていくということで、美瑛の場合はどうしても参加者が厳しいという状況です。加えて、だからこそ美瑛町独自で、ある時期、6月とか11月、1月と、こういう状況でそのイベントを開催をしていこうということで、美瑛町の取り組みもそういうような形で、今現在3年なりですが行われてきています。どちらが良いかということですが、富良野もやはり長年の連携があり、39年40年の歴史があるわけですから、今そのどちらが良いから、富良野をやめる、美瑛をやめるということにはなりませんので、どちらも併用しながら、良きパートナーを見つけていただくような事業を今後も展開していきたいと考えています。

（「はい」の声）

○**議長（齊藤 正議員）** はい、12番濱田議員。

○**12番（濱田洋一議員）** もう1回、再々質問で、細かいところですが、やはり、今の答弁で地区的にも色んな仕事の体系で難しいという話もありました。逆に言うと、広すぎてバランスがとれないのではないかという見方もあります。当然、行政的な連携も大事であろうと思いますが、その辺の考え方はいかかでしょうか。それで終わりたいと思いますのでどうかお願いします。

（「はい」の声）

○**議長（齊藤 正議員）** はい、鹿島会長。

○**農業委員会会長（鹿島明博君）** 濱田議員からバランスと、こういうお話ですが、このバランスは当然その負担金の問題かなと考えられますが、それぞれに今富良野の方に事務局をお願いしている経過です。富良野にも当然の負担を強いられている部分はあり、非常にこう、1年間を通して、富良野の事務局は非常に仕事のボリュームが多いということから、協議会の中から幾ばりかの助成金を出していったらと、そういうことですが、ある町村は1人の参加者もない時が何年か続いている状況もありますし、そのバランス的には農業センサスを捉えながら農家戸数などを踏まえて、金額的に皆さんが町村ごとに了解をいただいているということで、バランスはとれているのだろうと理解をしています。

○**議長（齊藤 正議員）** はい、12番議員の質問を終わります。

以上で、通告のありました質問は終了いたしました。これをもって一般質問を終わります。



---

日程第3 議案第1号 美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例  
に関する条例の制定について

日程第4 議案第4号 美瑛町課設置条例等の一部改正について

---

**○議長（齊藤 正議員）** 日程第3、議案第1号、美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の  
管理及び執行の特例に関する条例の制定についての件、日程第4、議案第4号、美瑛町課設置  
条例等の一部改正についての件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。

まず、議案第1号について提案理由の説明を求めます

（「はい、総務課長」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫 君 登壇）

**○総務課長（石井典夫君）** 議案第1号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は1  
頁から2頁になります。条例制定の要旨は資料1の1頁になります。本条例の制定は、平成2  
5年度実施予定の役場機構改革の主要な見直しに位置づけた、文化スポーツ、国際交流、観光  
産業等と連携したまちづくりを推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一  
部を改正する法律に基づき、本条例を制定するものです。それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

それでは、資料1の条例制定の要旨によりご説明を申し上げます。本条例は冒頭で説明した  
とおり、平成25年度実施予定の役場機構改革の主要な見直しに位置づけた、文化スポーツ、  
国際交流、観光産業等と連携したまちづくりを推進するため、地方教育行政の組織及び運営に  
関する法律の一部を改正する法律に基づき、条例で定めるところにより、スポーツ及び文化に  
関する事務の所掌を町長部局へ移管するものでございます。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（齊藤 正議員）** 課長そのまま。次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、総務課長」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫 君 登壇）

**○総務課長（石井典夫君）** 議案第4号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は9頁  
から11頁になります。条例の改正要旨及び新旧対照表は資料1の6頁から15頁になります。  
今回の条例改正は、議案第1号と同様、平成25年度実施予定の役場機構改革に伴い、関連す  
る条例を整備をするものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容について

ご説明を申し上げます。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

それでは、資料1の改正の要旨によりご説明を申し上げます。

資料1の6頁をお開きいただきたいと思います。改正の要旨は、今日の社会の仕組みと地方の自主自立改革、少子高齢化社会を踏まえたきめ細かな福祉施策をはじめ、自然災害への迅速な対応等様々な行政需要に対応することを目的とした役場機構の見直しを行うため、関係する条例の整備改正を行うものです。

主な見直しの内容ですが、1点目として、政策調整室を政策調整課に改称し、東京事務所を新たに設け情報力の強化を図る。2点目としては、商工観光課と生涯学習課を統合し、文化スポーツ、国際交流、観光産業等と連携したまちづくりの推進を目指す。3点目として、都市建設課と水道課を統合し、大雨等インフラ災害に対する組織体制を強化する。4点目としては、機構の見直しにあわせて事務分掌の見直しと一層の住民サービスの向上を図るなどです。これらの考えを踏まえまして、第1条では政策調整室を政策調整課に、商工観光課を経済文化振興課に、都市建設課を水道課と統合し建設水道課とし、また条例で定めた課の事務分掌は、規則に一本化するよう改正するものです。

第2条では、美瑛町子ども通園センターの名称変更に合わせて設置目的及び、事業等の改正を行うものです。

第3条から第7条は、課の統廃合及び名称変更等に伴う関連規定を整備するものです。以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

**○議長(齊藤 正議員)** これで2案件についての提案理由の説明を終わります。質疑の前に報告します。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定により、教育委員会の意見を聴取した結果は別紙のとおりであります。これから質疑を行います。初めに、2案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

(「はい、7番」の声)

はい、7番花輪議員。

(7番 花輪 政輝 議員 登壇)

**○7番(花輪政輝議員)** 7番議員です。この度の教育委員会の職務権限に属する特例に関する法律の改正に基づいて、今般の条例の制定が行われるということでございまして、先ほど既に一般質問でも質疑をされましたので、復唱する点もあるかと思いますが、その点ご容赦いただきたいと思います。私も、この度の条例の制定で、これまで教育委員会が長年担ってこられました文化、スポーツ振興などに関して、新たに町長部局に職務権限が移されるということになります。我が国は、2度の大きな大戦を経験して、世界でも類を見ない平和憲法の下で現在の教育行政が確立されてきたものと存じます。しかしながら、今般の条例の制定により、わ

が町の教育行政の大変大きな変革がもたらされるものとなると存じますので、3方面から伺いたいと存じます。

1点目として、大西教育委員長に伺いますが、提案説明でもありましたが、平成19年に法改正が一部行われました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、既に5年間が経過をしています。教育委員会の職務の権限を、一部、町長部局に移すという重大な案件ですので、教育委員会で、色々な方面から論議をされたものと推察されます。只今、議長より既に結論が文書によって、受け取っていますが、議論の内容など、忌憚のない教育委員会の状況、あるいは、教育委員長のお考え、この度の文化スポーツ振興などに関する事務の所管を町長部局へ移管することに対して、どのようお考えでしょうか。教育委員長のお考えを伺いたいと存じます。

2つ目として、千葉教育長に伺います。一点は、先ほど町長の一般質問の答弁の中にもありましたが、町民にとっては、町長部局であろうと教育行政部局であろうと変わらないといえますか、町民サービスの一環としての文化、スポーツ振興は変わらない思いがあるわけですが、只今申し上げましたように、憲法の下、法の精神は、文化、スポーツ振興を進める場合に、ある特定の個人的な価値判断や特定の政治的な影響力あるいは特定の宗教的な影響力から、中立性、安定性、継続性の確保が図られる中で、文化振興、スポーツ振興が図られるべきであるとして、およそ法成立から50数年、56年でしょうかね、半世紀以上そのことの考えが守られながら推進されてきたわけですし、そうした中立性や安定性、継続性の確保が図られることが、今後、本町は、文化、スポーツ振興に対しては大変難しくなるのではないかと。教育長のお考えをその点伺いたいと存じます。

また、2点目ですが、教育委員会が所管してきた文化、スポーツ振興は、やはり、何と云いましても、複数の教育委員の合議に基づく意思決定により、地域住民の多様な意思や思い、ご意見、ご要望も反映をされてきたということですが、今後町長部局に行くことにより、そうした合議制とはならないわけですから、そうした合議に基づく意思決定とならないことから、先ほど申し上げました地域住民の多様な意向の反映は難しくなってしまうのではないかと。その点、教育長はどのようにお考えでしょうか。

3点目として、効果的な人材育成、文化スポーツ振興を含めた、教育や生涯学習の推進など実は幅広い分野にわたる教育行政の一体的な推進の中で、効果的な地域の人材育成。これはスポーツ、文化振興を外しては、教育行政の一体的な推進が図られなくなってしまう問題はないかという危惧をしますが、教育長はこの点どのようにお考えでしょうか伺います。

最後に3項目目として、町長に伺いますが、今最後の、やはり美瑛町内の地域の効果的な人材育成は、文化、スポーツ振興を含めた教育や生涯学習の推進が一体的に行われることによって、教育行政がやはり図られていくのではないのでしょうか。先ほど東小の子供たちが、議会の傍聴にたくさん来られまして、かわいい子供たちのため、或いはPTA、親の立場から子ども

の学校教育、つつい町長に意見、要望を出してしまう。それで、町長に要望を出せば、何とかやはり学校教育に、そういう影響力をつい及ぼしたいという意向がどうしても出てくるといことから言いまして、今後、教育行政の一体的な推進が図られなくなってしまうのではないかと危惧をする場面がありますが、町長はどのようなお考えでしょうか伺います。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） はい。それでは、まず最初に大西教育委員長にお願いします。

（「はい」の声）

大西教育長。

（教育委員長 大西 宣充 君 登壇）

○教育委員長（大西宣充君） 花輪議員のご質問にお答えしたいと思います。美瑛町教育委員会会議の中での今般の内容は8月7日教育委員会議で内容の説明を受け、委員で審議をしています。生涯学習の部分は、全面的にというわけではなく、今日の議会の中で私も理解を深めたところが多いのですが、全部が全部ということにはならないと思いますし、そういう部分では委員の中の意見としては、よろしいということで同意されています。これは、先ほど教育長の答弁であったような中身と同じです。私の個人的な部分で言いますと、その段階はまだ8月ですので、議会にも、出てきたかどうかの時だったと思いますが、その後、多少、今日1番勉強させていただいている部分が多いのですが、今回の議会で内容的にわかった部分も多いのですが、生涯学習という部分は、割と先ほど議員が懸念されるような部分は少ないのかなど。私に質問受けた部分での話して、後の方の部分は別ですが、思っています。美瑛町のような人口数の中で色々なスポーツ、文化のイベント的な催し物をやった場合に、1番困るといのは、参加人数だと思います。そういう部分では教育委員会であるとか、町あるいは商工観光とか色々な部分が、縦軸で開催しても、余り盛り上がらない。言うならば町づくりの足しにならないといか、基本にならないと思っています。そういう部分では、生涯学習の部分は、学校教育とはまた別ですので、できれば、町民一体となった中で、開催されるのがよろしいと思ひますし、それがまた地域活性化にもつながると思ひます。そういう部分では、私的には大いに今後の運営次第では大いに結構なことかと考えています。ただ一つだけ危惧されるのは、教育委員会制度の意義の部分です。政治的中立性、この部分あるいは継続性安定性の確保では、今日、東小の児童も来ていましたが、スポーツ、文化の部分では、児童生徒も多く参加をする機会があると思ひますし、しなければならぬと思ひます。その部分では今言ったような政治的中立とか、継続性、安定性という部分では十分な配慮がなされるべきだと思いますし、また、町長部局と教育委員会は、縦割りではなく、横のつながりも密にしなければならぬと思ひます。そういう部分では、簡素化されるのかもしれませんが、裏方にまわる職員にとってはまた、忙しいし頑張ってもらわなければならぬ。そのように考えています。以上で答弁とさせていた

だきます。

○議長（齊藤 正議員） はい、続いて千葉教育長。

（「はい」の声）

千葉教育長。

（教育長 千葉 茂美 君 登壇）

○教育長（千葉茂美君） それでは花輪議員の総括質疑に答えたいと思います。まず町長部局に替わったことによっては、先ほど委員長も述べられたとおり、中立性、安定性、継続性が確保されるかということです。これは教育委員会制度自体の考え方かと思っています。行政委員会の1つとして教育委員会が独立した機関であることは、議員のおっしゃるとおりだと思いますし、今現在5人の委員で組織して合議制の執行機関となっているところです。法律等社会法、学校教育法、法律色々ありますが、方の精神に則りまして住民のサービスは変わらないよう、また、地域の文化やスポーツの発展や向上につながるように教育委員会としては考えています。

2つ目の、文化、スポーツの部局が変わることによって委員の意思決定というものが合議制ということが変わるのではないかという質問かと思いますが、これについては、今申しましたとおり、部局が替わりましても法律上の目的とか精神等は変わらないものと思いますし、町長部局に移りましても、今後とも先ほど杉山議員の一般質問に答弁させていただきましたとおり、教育委員会としての役割は、町長部局と連携しながら協力しながら進めていくという方向になると考えています。3つ目の学校教育と社会教育はすべて教育委員会一体的なものではないかということのご質問かと思いますが、当然、教育委員会制度の中で教育委員会は学校教育、社会教育、生涯学習すべて含めて、教育委員会がその役割を担って独立した機関であると思っていますので、文化、スポーツが町長部局に替わったとしても、それらも含めた中で教育ということに関しては教育委員会が責任ある機関と考えています。ただ、文化、スポーツは町長部局に移ることによって、住民のサービスとかの低下がないように、その分だけ十分に町長部局と教育委員会と連携を図りながら、進めていきたいと考えています。以上です。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、町長。

（町長 浜田 哲 君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 私には教育行政における町長の今後の姿勢、思想的なことも含めてご質問をいただきました。先ほど大西委員長からもお話ありました。今回の見直しは思想的な部分が、反映されないような形もそういったことを重点にしています。北海道でも今年4月から実施されていますが、そこでもやはり考え方はよく似ていると思っています。地域づくりの中に文化、スポーツそういった部分が非常に重要なものだ。それから地域づくりは人づくり、人づくりは地域づくりだという観点が入っています。そういう面からしますと、例えば私どもの

今の状況を見ますと、例えばイベントとか色んなことをやっていく。教育の所管の生涯学習課でも同じようなことを検討して、しかしそのレベルが非常に違います。正直申しまして町長部局の方がレベルが高いという状況になっています。いつまでもそういう状況をおいていますと、町づくりの部分で、例えばスキーですと、いつまでも昔のようなスキーの考え方、しかしもっと今、美瑛町はクロスカントリーとかそういった色んなものが要素がでてきている。こういった部分について、やはり町が1つに方向性を定められるようなものであってほしいなと願っています。そういう面では、教育の職員の方にも日頃から協力し合ってますので、それほど大きなあれはでないと思ってますが、行き違いはでないと思ってますが、行政における活動のレベルアップを図っていききたいなと思っています。

それからもう1つ、教育の独自性という部分では、私は町長に就任したときに教育長を選任しましたが、私の方で選任を議会の方に認可をお願いすると。これが、道庁の教育委員長の面接を受けると、こちらの方が危険ではないかと。非常にその道庁の方はまた国とつながってるわけですから、これはひどい話だなと思っていまして意見等も述べたのですが、その次のところから、それはやめました。ですから、そういうある程度こう形骸化された組織運営の中で縦割り、まさに縦割りです。分断するようなこう政策がとられたということで、●●●●分についても、見直しを図られていますが、それに今回の法制度の改正もやはりつながるものではないかと私は思っていますので、こういう意味で地域が、やっぱり横のネットワークを地域づくりの中に生かしてまちづくりを進めていくという上でも、今回の政策は、今後のまちづくりに利するものだと判断をしています。それからもう一つは、生涯学習、教育の独自性という部分についてこれはもう私も重要視をしています。一方では予算では町長に権限があります。ですから、例えば今まで学校教育の部分についても、町長言われているからこの部分直したとか、体育館から水漏れしてるという話を私が言った時に聞いたよとか、そういう部分での交流はあるわけですから、予算の部分に町長は積極的にこういった部分について取り組みをしたいという思いを持っています。生涯学習の職員の方々とも色々話をしていますと、やはり予算の部分で町長の方に縛られるものですから、普段は町長との交流はない。しかし、予算の部分出してもなかなか町長の方には理解を得るのは難しいという部分もあってと予測して、出さない部分が多いです。もっとこういうものに予算をつけたいとかっていうのが、日頃からやはりこういう情報を取り合って、そして予算的にも私も積極的にこういう文化、スポーツの振興に取り組みたいと思っています。その部分は議員に今後とも心配を持たれないような、思想を取り組みの独自性っていいですか、教育行政の独自性を重視して、私も尊重して今後取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、2案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第1号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案第4号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、2案件の総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています日程第3、議案第1号及び日程第4、議案第4号の2案件は、議長を除く13名の委員で構成する美瑛町機構改革審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査をすることとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっています2案件の審議については、議長を除く13名の委員で構成する美瑛町機構改革審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることに決定しました。休憩中に美瑛町機構改革審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

休憩宣告(午前11時45分)

再開宣告(午後11時53分)

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に美瑛町機構改革審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果がまいりましたので報告します。

美瑛町機構改革審査特別委員会の委員長に5番齊藤幸一議員、副委員長に9番穂積力議員、以上のおりであります。

午後1時まで休憩します。

休憩宣告(午前11時54分)

再開宣告(午後 1時00分)

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第5 議案第2号 美瑛町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第5、議案第2号、美瑛町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、保健福祉課長」の声）

はい、池田保健福祉課長。

（保健福祉課長 池田 由行 君 登壇）

○保健福祉課長（池田由行君） 議案第2号、美瑛町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定の提案理由についてご説明を申し上げます。議案書は3、4頁、条例制定の要旨は別冊の資料1の2、3頁となります。

この度の条例制定は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にとどめるための新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立、公布に伴い、市町村での対策本部の設置が義務化されたことから、美瑛町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定を行うものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、別冊の資料1の条例制定の要旨によりご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別冊の資料1の条例制定の要旨によりご説明をさせていただきますので2頁をお開き願います。まず、1の要旨ですが、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にとどめるため、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、発生時における措置、緊急事態措置等に関する事項について特別の措置を定めることを目的とした新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年4月27日に成立、5月11日に公布されました。この法律の公布に伴い、新型インフルエンザ等の発生による緊急事態宣言がなされた場合において、当該市町村が実施する当該区域での対策の総合的な推進を図るための対策本部の設置が義務化されたことから本条例を制定するものです。

次に、2の概要ですが、本条例は第1条の目的から施行、規定までの全5条と附則から構成されています。条例の概要は、第1条の目的では本条例制定の目的を規定、第2条の組織では本部の組織体制などを規定、第3条の会議では本部会議の招集などを規定、第4条の部では部の設置と体制などを規定、第5条の委任では一定の事項の本部長への委任を規定し、附則では本条例の施行日を規定しています。なお3頁に新型インフルエンザ等対策特別措置法、概要につきまして参考資料として添付していますので、ご高覧をお願い申し上げます。以上で、議案第2号、美瑛町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。



○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。条例全文についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第2号の件を採決します。

議案第2号、美瑛町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第3号 美瑛町定住促進住宅条例の制定について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第6、議案第3号、美瑛町定住促進住宅条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、住民生活課長」の声）

はい、大谷住民生活課長。

（住民生活課長 大谷 隆男 君 登壇）

○住民生活課長（大谷隆男君） 議案第3号、美瑛町定住促進住宅条例の制定の提案理由についてご説明を申し上げます。議案書は5頁、条例制定の要旨は4頁になります。今回の条例は、去る9月の定例会におきまして追加補正をお認めいただきました定住促進住宅について、来年4月からの運用を行うため、美瑛町定住促進住宅条例を制定するものです。はじめに議案を朗読させていただき、そのあと条例制定の趣旨等及び規定内容などの説明をさせていただきます。それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

それでは、資料の条例の要旨によりご説明をさせていただきますので、資料1の4頁をお開き願います。1の条例制定の要旨ですが、美瑛町に定住を希望する人に対し良好な住環境を提供し、人口の増加と定住を図り、町の活性化を推進することを目的に美瑛町定住促進住宅を設置することと、定住促進住宅の利用に必要な手続き等を定め、適正な管理運営を行うために本条例を制定するものです。2の条例の概要は、第1条の目的から施行規定まで全17条から構

成され、定住促進住宅の管理について定めているものです。第1条は、美瑛町に定住しようとする方に対し提供する定住促進住宅の管理が目的であることを規定しています。第2条は定住促進住宅の名称と位置を規定しています。第3条は定住促進住宅に入居できる方の条件を規定しています。第4条と第5条は定住促進住宅へ入居と決定のための手続を規定しています。第6条は定住促進住宅の入居の期間が3年以内である旨を規定しています。第7条は入居が決定した方の手続きについて規定しています。第8条は定住促進住宅の家賃を月額3万円とする事を規定しています。第9条は家賃の納付日と入退去が月の中途の場合の取り扱いを規定しています。第10条と第11条は家賃の減免または徴収猶予できる場合の規定と、家賃の督促、遅延損害金を規定しています。第12条は敷金の徴収と還付の場合の取り扱いを規定しています。第13条と14条は入居の取り消しや明け渡し請求と、入居者の注意事項を規定しています。第15条と第16条は入居者は許可を得ないで建物の原形を変更したり、敷地内に建物及び工作物を建設できないこと、また定住促進住宅を転貸してはならないと規定しています。第17条は条例施行に関し必要な事項を規則に委任する旨を規定しています。附則第1項は施行期日を規定しています。附則第2項は暴力団の排除についての規定であります。議案に戻りまして、8頁の附則になります。附則、施行期日、第1項この条例は平成25年4月1日から施行する。美瑛町公の施設における暴力団排除に関する条例の一部改正、第2項美瑛町公の施設における暴力団排除に関する条例平成9年美瑛町条例第9号の一部を次のように改正する。第3条中第22号を第23号とし、第21条の次に次の1号を加える。第22号、美瑛町定住促進住宅条例、平成25年美瑛町条例に定める施設。以上で議案第3号、美瑛町定住促進住宅条例の制定の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正義員） これから質疑を行います。議案第3号に対する総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第6、議案第3号は、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、総務文教常任委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（齊藤 正議員） 日程第7、議案第5号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、総務課長」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫 君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） 議案第5号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集は12頁になります。改正に伴う新旧対照表は資料1の16頁になります。今回の条例改正は、国家公務員の給与に関する人事院の勧告に準拠し給与改定を行うため、条例の一部を改正するものです。改正の内容は、月額給において55歳を超える職員の昇給について、標準の勤務成績では昇給を停止するとともに、特に良好の場合には1号俸、極めて良好の場合には2号俸の昇給にそれぞれ改めるものです。昇給させる場合の判断は、美瑛町職員の初任給、昇格昇給等に関する規則に基づき、給与検討委員会で先議し、先議は勤務評定になりますが、詮議し、その結果を参考に町長が決定するものです。それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤 正議員） 日程第8、議案第6号、美瑛町保育所条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、保健福祉課長」の声）

はい、池田保健福祉課長。

（保健福祉課長 池田 由行 君 登壇）

○保健福祉課長（池田由行君） 議案第6号、美瑛町保育所条例の一部改正の提案理由のご説明を申し上げます。議案書は13頁、条例改正の新旧対照表は別冊の資料1の10頁になります。この度の条例改正は、保育に欠ける児童、幼児、その他の児童の保育施設として設置されています美瑛町立保育所のどんぐり保育園の管理運営について、地方自治法の規定に基づく指定管理者制度の導入を可能とするよう本条例の一部を改正するものです。改正の内容は、新たに6条に管理の代行等として指定管理者の管理とその運営業務を加えるものです。なお、この制度によるどんぐり保育園の管理運営は、平成25年4月から指定管理者の方としては、現在どんぐり保育園への保育士の派遣やへき地保育所で保育実績のあります社会福祉法人びえい子育て応援団を予定しているところです。それでは議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第6号、美瑛町保育所条例の一部改正の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。条例全文についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第6号の件を採決します。

議案第6号、美瑛町保育所条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第7号 美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第9、議案第7号、美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部

改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、水道課長」の声)

はい、山田水道課長。

(水道課長 山田 厚誠 君 登壇)

**○水道課長(山田厚誠君)** それでは、議案第7号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集は14頁から15頁お開き下さい。条例改正の新旧対照表は資料1の18頁になります。今回の条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法令の整備に関する法律、平成23年法律第37号の施行に伴い、地方公営企業法の一部が改正され、美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものです。改正の概要は、法定積立金の積立金の廃止による利益処分等の措置と資本剰余金の処分等の措置です。最初に議案を朗読させていただきます、その後、改正内容のご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

改正に伴う新旧対照表は資料1の18頁になりますので、ご参照願います。それでは改正内容をご説明させていただきます。初めに利益処分等の措置です。地方公営企業法の改正により、法定積立金、減債積立金、利益積立金の積立義務が廃止されたため、欠損金の埋立、残金の20分の1を下らない金額を減債積立金に、残余を利益積立金または建設改良積立金に積立てすることができる規定と、議会の議決を得た場合、積立金の目的外使用の規定を設けるものです。次に、資本剰余金の処分等の措置ですが、毎事業年度生じた資本剰余金の積立てと補助金等により取得した資産のうち減価償却を行わなかった部分に相当するものが免質等をした場合当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋める規定を設けるものです。以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**○議長(齊藤 正議員)** これから質疑を行います。条例全文についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第7号の件を採決します。

議案第7号、美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第8号 美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正について

---

**○議長（齊藤 正議員）** 日程第10、議案第8号、美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、病院事務長」の声）

はい、太田町立病院事務局長。

（病院事務局長 太田 茂夫 君 登壇）

**○事務局長（太田茂夫君）** それでは、議案第8号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集は16頁から17頁、新旧対照表については資料の19頁から20頁です。今回の条例改正は、地方公営企業法の一部が改正され、美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部を改正するものです。改正の概要は、法定積立金の積立義務廃止による利益処分などの措置、資本剰余金の処分などの措置です。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容のご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

それでは、改正内容をご説明させていただきます。初めに利益の処分などの措置です。地方公営企業法の改正により法定積立金、減債積立金、利益積立金の積立義務が廃止されたため、欠損金を埋めた残金の20分の1を下らない金額を減債積立金に、残余を利益積立金に積立することができる規定と、議会の議決を得た場合の積立金の目的外使用の規定を設けるものです。次に、資本剰余金の処分などの措置です。毎事業年度生じた資本剰余金の積立てと補助金などにより取得した資産のうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失などをした場合、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋める規定を設けるものです。以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（齊藤 正議員）** これから質疑を行います。条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第8号の件を採決します。

議案第8号美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第9号 専決処分について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第11、議案第9号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、総務課長」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫 君 登壇)

○総務課長(石井典夫君) 議案第9号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案集は18頁からになります。今回の専決処分は、平成24年度美瑛町一般会計補正予算第8号について、平成24年11月19日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し、承認をお願いするものです。専決した補正の内容は、先ほど終わりました12月16日に執行された第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査に要する所要額です。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

それでは事項別明細書の歳出から説明をします。23頁をお開きいただきます。事項別明細書の歳出です。第2款総務費、第4項選挙費、第2目衆議院議員選挙費、補正額1千万円の追加です。衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費です。

次に、歳入の説明をします。21頁へお戻りいただきたいと思います。事項別明細書歳入です。第14款国庫支出金、第3項国庫委託金、第1目総務費委託金、補正額1千万円の追加です。衆議院議員選挙委託金です。20頁の第1表は説明を省略します。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。議案集の18頁から24頁まで、議案本文及び平成24年度美瑛町一般会計補正予算の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 23頁から24頁の第18節備品購入費168万円。説明欄、事務用備品等購入費とあります。これはどのような機械、どのような効果が期待された機械なのでしょうか。具体的に伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、石井総務課長。

○総務課長（石井典夫君） この備品購入費ですが、今回国民審査がありました。これは、議員もご承知のとおり、全員を信任する場合は何も書かない。新任にされない裁判官がいる場合は×を入れるとか。それから、中には△だとか色々ありますが、これを全部完了しないと、この衆議院総選挙の事務が完了しないと、衆議院の総選挙は、これは非常に早く、議員もあの時にいらっしゃったと思いますが、1時間ぐらいで終わるわけですが、国民審査が非常に長く今までかかっていたと。これを読み取る機械、色んな中に×とか○とか書いてあるものがすべて読み取れるそういう機械です。これを入れることによりまして、従来、ほぼ午前0時ぐらいまで最後かかっていたものが、今回は10時半ぐらいにはほぼ完了することができたということで非常にそういった意味では事務処理が非常に簡素化され正確も期することができたということです。以上です。名前は武蔵という機械です。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） ご指摘いただいたように、私も開票立会人で、作業に関わった1人ですが、この機械は1台なのか。確かに、開票は9時から始まりますが、開票作業の従事する私ども立会人は8時半頃、準備のために控室に行きます。投票が8時に終わった瞬間から、次から次へと開票の当確情報がメディアによって発表されてしまいまして、毎回毎回早くなる。ですから9時頃には道内のほとんどの体制が分かっているという状況で、選管の開票作業はより早く、より正確にということが期待されると思うわけで、機械化すれば更に早くなるということならば、機械化を更に能力アップする台数を増やすというような考えはあるのでしょうかお伺います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、石井総務課長。

○総務課長（石井典夫君） 8時で投票所が閉鎖され、そして開票場へ集まってきます。美瑛町であれば、10ほどありますが、全体が揃うのは大体8時20分から25分。それから内容を全部精査をして、残票とか全てチェックを入れます。それが終わるのは8時50分ぐらいです。そして9時から始まるわけですが、今花輪議員言われたとおり、8時30秒ぐらいには当確が出ています。私たちこれからということですが、そういうことで報道の方はもう早々と当確を出したり、そういうことになってはいますが、それはあくまでも、我々から見れば公式な発表で



はないと理解をしています。我々はあくまでも、選挙管理委員会の決まりにのっとって、21時から開票スタートですので、それからということが正式な公表ということになるかと思っています。従いまして、これ以上その短くするということになりますと、あくまでもスタートが21時ということになりますと、当然これには限りがありますので、色んな機械を導入しても、それはやはり人の手による部分が、最後はやはり投票立会人の印鑑がなければ確定しないわけですから、そういったことの作業が終了するまでということになれば、従来の時間というのはやはり必要になるだろうと思っています。今回の機械は議員ご承知のとおり1台です。もう一つ申し上げれば、今回たまたま国政選挙でしたので、国費でこれを導入することが可能であるということで今回導入しました。来年の7月、参議院選挙がこれは衆議院と違って必ず来るわけですが、この時に、また国費で選挙ということになりますので、追加のもう1機購入する予定です。これはいわゆる比例等について専門に解析できる機械と聞いていますので、疑問票とか、そういったようなものに速やかに対応できる機械だと聞いています。そういったことで25年度の7月の選挙で、概ねそういった機械関係は揃うのかなと、これからの話ですが、そんなようなことを予定しながら今回の選挙を終えたところです。以上です。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第9号の件を採決します。議案第9号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は承認することに決定しました。

---

日程第12 議案第10号 平成24年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第13 議案第11号 平成24年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第14 議案第12号 平成24年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第12、議案第10号、平成24年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第13、議案第11号、平成24年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算についての件、日程第14、議案第12号、平成24年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。まず、議案

第10号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫 君 登壇)

○**総務課長(石井典夫君)** 議案第10号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は25頁からになります。最初に議案条文を朗読し、その後内容の説明をします。

(議案の朗読を省略する)

それでは事項別明細書の歳出から説明をします。33頁をお開き願います。事項別明細書歳出です。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額23万3千円の追加です。これは臨時事務員等の通勤手当ということで、対象となる臨時職員の数が3名ほど増加したことによる補正です。

第2目一般管理費、補正額56万7千円の追加です。まず、(1)一般管理事業で使用料ですが、これは高速道路の使用料です。追加です。それから負担金ですが、今年から2カ年、北海道から農林課に職員を派遣していただいています、その職員の赴任旅費の負担金です。職員研修事業、研修旅費ですが、これは、参加者の増による追加です。6万円です。(3)交際費ですが、渉外活動費の追加ということで30万円の追加です。

第3目広聴広報費、補正額45万7千円の追加です。これは月1回程度「広報びえい」ですが、今年1月から文字ポイントを大きくし読みやすくいたしました。また、9月から紙面の構成等見直しを行い、それに伴う頁数が増えたということで、それに伴う追加です。第11目災害対策費、補正額7万2千円の追加です。

防災無線管理事業、今年度から5カ年の予定でスタートしました防災無線の改修事業ですが、これに伴う中継局の設置、何カ所か中継局を設置しますが、それに伴う負担金等の追加です。

第12目諸費、補正額1,069万8千円の追加です。まず1点目の丘のまちびえいすくすくサポート事業869万8千円です。これは、今回の新規事業になります。事業について申し上げますと、本町の将来を担う子供たちの健やかな成長を全町民で祝い、その思いを家族の絆と愛情のもとですくすく成長する家庭を応援するもので、平成25年1月1日からスタートするという事です。内容は、まず美瑛町で生まれた方1月1日以降、出産新しく生まれた方に対して、出産祝いを差し上げると、内容は、美瑛産のお米10キロ、それから家族写真撮影券つきの誕生メッセージ額、これが出産時に贈呈するというものです。予算は1月から3月までで20名ほどを予定しています。96万円ほど見込んでいます。次に、小学校に入学する児童ですが、25年4月1日から入学する児童を対象ということになります。内容は、記念品は入学学用品セット1組ですが、1万7千円程度のもので、75名予定しています。125万

7千円余りと。そして、中学校に入学する子供さんですが、これは、指定制服それから指定ジャージ各1組で6万円相当になりますが、110名ほど予定をしていると。これを今回からスタートし、それに係る所要額を今回補正をさせていただきたいということです。

2点目、美瑛町地域情報通信基盤運営事業ということで200万円の追加です。光ケーブルの関係ですが、共架柱等の建てかえ本数が増えたということで、この移設費が増となったということです。

第2項徴税費、35万3千円の減額です。上川広域滞納整理機構の負担金が確定したことに伴う整理です。

続きまして、35頁をお開きいただきたいと思います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目高齢者福祉費、補正額8万4千の追加です。訪問看護ステーションの利用回数の増による追加です。

第3目障害者福祉費、補正額656万3千円の追加です。2点あります。1点目、障害者福祉管理事業、障害者自立支援法それから児童福祉法の一部改正に伴う障害者関係事務システムの導入経費の追加です。これが98万3千円です。もう1点、障害者自立支援給付費扶助費と障害者自立支援対策推進事業所の運営安定助成の追加です。558万円です。

第7目地域支援事業費、補正額53万円の追加です。在宅寝たきり者等介護用品購入助成の対象者が増えたということに伴う追加です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目予防費、補正額308万5千円の追加です。予防接種実施規則改正に伴う、接種回数の増による追加です。第4目保健センター費、補正額15万円の追加です。保健センターの暖房、ヒーター等の修繕です。第5目医療扶助費、補正額1,220万5千円の追加です。医療費扶助事業、扶助件数、それから医療給付費増による追加です。

第6目環境衛生費、補正額7万9千円の追加です。合併処理浄化槽設置整備事業、14基から15基、1基追加による増です。それから、大雪葬斎組合負担金、これは23年度の繰越金が確定したことに伴う、負担金の調整です。

37頁をお開きいただきたいと思います。第2項清掃費、補正額53万6千円の追加です。浄化センター管理運営事業、燃料費の高騰に伴う、単価高騰に伴う燃料費の補正それから修繕料等の運営費の追加です。第6款農林水産業費、第1項農業費、補正額1,401万5千円の追加です。(1)の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、(3)、(4)この3事業は事業費が確定したことに伴う整理です。(2)農業研修技術センター管理運営事業、これは施設修繕費の増による指定管理委託料の追加です。77万6千円の追加です。(5)上川生産連が実施する、上川地区生産履歴等基調支援システムの導入事業ということで2,750万円です。

続きまして、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額142万8

千円の追加です。散水車のポンプが故障したことによる修繕費の追加です。夏場かなり稼働しておりまして10月に壊れたということで、来年の春に向けて修繕を行うものです。

第2目道路新設改良費、補正額51万6千円の減額です。横牛中字莫別線舗装新設工事事業費確定に伴う整理です。

第4項都市計画費、補正額26万3千円の減額です。公共広場整備事業、スポーツセンター向かいの丸山の駐車場整備事業費が確定したことによる調整です。

39頁をお開きいただきたいと思います。第5項住宅費、第1目住宅管理費、補正額189万5千円の追加です。町営住宅の小規模修繕の追加です。

第2目住宅建設費、補正額55万円の追加です。旭町団地3号棟の建設事業、移転者増による移転補償費の追加です。

第9款消防費、第1項消防費、補正額140万9千円の追加です。大雪消防組合負担金の追加です。23年度の繰越金の精算及び24年度導入しました消防タンク車の整備の事業費の調整です。

第10款教育費、第2項小学校費、補正額732万4千円の追加です。旧校舎維持管理事業ということで、旧北瑛小学校の体育館の暖房が故障してしまった。それに伴う修繕です。220万円。もう1点は、平成25年度実施予定の美瑛東小学校の大規模改修に係る実施設計費の追加です。512万4千円です。学校費、補正額559万9千円の追加でございます。美馬牛中学校の浄化槽の破損による入替え工事でございます。559万9千円の追加です。

第4項社会教育費、補正額34万7千円の追加です。新しい図書館が6月からオープンしましたが、やはり当初想定できなかった事務用品とかそういったようなもの、それから西日が結構入るとということで、その遮光フィルム等々が必要になるということで、それに係る所要額の追加です。

41頁をお開きいただきます。第5項保健体育費、補正額はありますが、歩くスキーコースの管理方法を変更することによる財源調整です。節の調整です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、補正額5億6,360万6千円です。これは、丘のまちびえいまちづくり基金を除き、公共施設建設基金ほか4基金、5億6,334万1千円を、先般の議会でお認めいただきました基金条例の制定、廃止、改正に伴う、従来積立ててありました積立金を新しい基金の名称、新しい基金に積立てを行うことで積替えです。第9目丘のまち美瑛まちづくり基金費、補正額26万5千円の追加です。これはふるさと納税による寄附金8件分です。

次に、歳入の説明をします。29頁へお戻りいただきたいと思います。歳入事項別明細書歳入です。第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額2,033万7千円の追加です。普通交付税、決定額が45億2,070万6千円、今回の補正済額、今回の補正を含めた補正済

額が43億6,337万8千円、差引き財源保留額としては1億5,732万8千円です。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目衛生費補助金、補正額16万5千円の追加です。合併処理浄化槽の設置数増による追加です。

第3目農林水産業費補助金、補正額900万円の減額です。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、馬鈴薯集出荷選別施設事業の事業費確定に伴う精算です。

第15款道支出金、第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額483万2千円の追加です。障害者自立支援対策推進費補助金の補正です。

第5目農林水産業費補助金、補正額2,750万円の追加です。上川生産連が実施する上川地区生産履歴等記帳支援システム導入に係る補助金です。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入、補正額200万円の追加です。公共施設貸付料、光回線申し込み数の増によるNTTの貸付料の増です。4月から10月までで250件ほどありました。今までの光ケーブルを設置してから今までの10月末までの累計でいきますと1,358件の加入という状況になっています。

第2目利子及び配当金、補正額はありません。これは、先ほどの歳出で申し上げましたが基金条例の改正等による調整です。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額26万5千円の追加です。まちづくり寄附金8件分です。24年度の累計で現在21件です。21件の82万5千円ということです。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額5億6,280万1千円。これも、先ほど歳出で申し上げたとおり基金条例等の改正に伴う今までの積立てていました基金の積替えです。なお、この基金の移動後の積立金の状況については、お手元に配布させていただきました資料2に現在の残高を掲載をさせていただいています。後ほどご参照いただきたいと思います。

続きまして31頁になります。第21款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額820万円の追加です。丘のまちびえいすくすくサポート事業実施に伴う、過疎対策のソフト分の追加です。

第3目衛生債、補正額1,030万円の追加です。医療扶助費の増に伴うソフト分の追加です。第4目農林水産業債、補正額500万円の減額です。それぞれ二つの事業について事業費が確定したことに伴う調整です。

第6目土木債、補正額90万円の減額です。(1)道路橋梁債については事業費確定に伴う財源の調整、それから都市計画債も同じく事業費確定に伴う整理です。

第7目消防債、補正額400万円の追加です。起債対象事業費の増による追加です。これは消防ポンプ車の導入に係るものです。第8目教育債、補正額480万円の追加です。

小学校債、東小学校大規模改修に係る実施設計及び実施設計業務に係る起債です。

続きまして、第2表の説明を行います。28頁へお戻りいただきたいと思います。町債の総

額に2, 140万円を追加するものです。起債の目的、変更前限度額変更後限度額のみ申し上げます。

(第2表の説明を省略する)

26頁及び27頁の第1表は説明を省略いたします。なお、基金の積替えを除く実質的補正額は歳入歳出それぞれ6, 749万9千円となります。以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) 次に、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、住民生活課長」の声)

はい、大谷住民生活課長。

(住民生活課長 大谷 隆男 君 登壇)

○住民生活課長(大谷隆男君) 議案第11号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案書は43頁です。今回の補正内容は、歳出では平成24年度の上川広域滞納整理機構への負担金が確定したことにより負担金を減額し、歳入では、国民健康保険税の収納状況を精査し減額し、平成23年度の決算確定に伴い繰越金の整理を行うものです。それでは議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。はじめに歳出から、47頁をお開き願います。

歳出、第1款総務費、第1項徴税费、第1目賦課徴収費、補正額5千円の減。滞納整理機構の負担金が確定したことにより減額するものです。

第2款諸支出金、第2項繰出金、第1目一般会計繰出金、補正額54万円の減。国民健康保険税の減少などにより、平成24年度当初予算措置した繰出金の額を減額するものです。

次に、歳入の説明を行います。45頁をお開き願います。

歳入、第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分滞納繰越分、補正額50万8千円の減と、介護納付金分滞納繰越分、補正額1万8千円の減で、計55万3千円の減額は収納状況を精査したものです。

第2目退職被保険者国民健康保険税医療給付費分滞納繰越分、補正額2万5千円の減と介護納付金分滞納繰越分、補正額2千円の減で、計7千円の減額は一般被保険者と同様に収納状況を精査したものです。

第2款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額8千円の増、平成23年度決算に伴い繰越金を補正するものです。

次に、44頁の第1表歳入歳出予算補正は、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第12号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、農林課長」の声）

はい、大西農林課長。

（農林課長 大西 能正 君 登壇）

○農林課長（大西能正君） それでは、議案第12号の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案書の49頁をお開きをください。今回の補正は、9月30日で今年の発電を終了したことに伴い、発電売上収入が確定したのでここで提案を申し上げます。またそれに伴い、基金積立金の補正をお願いするものです。初めに条文を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出より説明をします。53頁をお開きください。

歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、1万5千円の増、職員の昇給に伴う給料と、それから扶養の増による職員手当の増です。

第3款基金積立金、第1項基金積立金、第1目水力発電施設積立金186万9千円の減。発電売上収入の減によるものが主な理由です。

前の頁にお戻りください。歳入、第1款発電事業収入、第1項発電事業収入、第1目発電電力収入185万4千円の減額です。主な理由としましては、5月上旬の高温による異常取水、美瑛川に異常取水があり、白金頭首工の一部が埋没をしたために、その復旧に1週間程度発電を停止をしました。また、7月の渇水により1カ月間約平均15%程度の美瑛川からの取水制限があったことによるものです。前の頁の第1表歳入歳出予算補正は省略させていただきます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 2時30分まで休憩いたします。

休憩宣告（午後 2時07分）

再開宣告（午後 2時30分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。3案件に関連する事項についての総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第10号についての総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第10号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第10号についての質疑を行います。

議案集の33頁及び34頁、はじめに平成24年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正

予算事項別明細書の歳出、第2款総務費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の35頁から38頁まで、第3款民生費から第4款衛生費までについての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、7番花輪議員。

**○7番(花輪政輝議員)** 7番議員です。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第5目医療扶助費、説明欄の(1)医療費扶助事業、この中の乳幼児等医療給付事業扶助費1千万円にいて伺います。本件は1千万円という大変大きな補正予算となっていますが、本件の事業必要となった原因、理由などについての事由について伺います。

(「はい」の声)

**○議長(齊藤 正議員)** はい、大谷住民生活課長。

**○住民生活課長(大谷隆男君)** 医療扶助費のうち乳幼児の医療給付扶助1千万円ということで、大変大きな金額になっています。乳幼児の医療給付事業のうち、特にこの原因ですが、小中学生の医療費が伸びているという状況がありました。この小中学生の医療費の拡大は、昨年7月から実施していることもあり、比較できる実績が2カ月分しかないというところで、なかなか原因を突き止めるのは難しいところがあったわけですが、たまたま国民健康保険の医療費の資料を持っているために、国保の一月当たりの医療費を調べてみました。そうしましたところ、件数も医療給付額も入院、入院外、歯科、調剤など、すべての分野で増加していることが去年と比較してみてもわかったところです。そこで1件当たりの医療費を昨年と比較してみましたら、特に入院医療費で増加していて、半年経過した段階で当初見込んでいた1年分の入院医療費に達しているということで、重篤な状況の医療費があると推定しています。そこで診療報酬明細書、レセプトというものですが、その内容を見てみました。その中で特徴的だったのは、今年マイコプラズマ肺炎、これが多くて隔離入院と思われるような入院が目立っています。マイコプラズマ肺炎は、発熱とかだるさ、咳が続いて重症化すると入院しなければならないということで、かぜ等に似たような症状も示します。国の調査がありますが、それを見てみますと、国の報告では平年に比べて3.8倍になっているという報告がありました。併せて国の調査では、子どもが感染するRSウイルス、この患者も2.6倍になっているということで、RSウイルスも、風邪によく似た症状を示すと言われているものです。更に最近ですが、報道でノロウイルス、感染性の胃腸炎ですが、これが流行し始めてるという情報もありまして、今回この1千万円の中にはノロウイルスの流行も考慮していますが、これがまた爆発的に流行するとい



とになると、また医療費が心配されるどころかと思っています。いずれも感染性のある病気ですから、保健担当部局の方とも連絡を密にしながら、注意喚起に努めていきたいと思っています。

以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 詳しいご説明をいただきましたが、子どもたちの命と健康に関わる予算ですので、しっかりと予算計上していただいた中で事業を執行していただきたいのですが、只今のご説明にありましたマイコプラズマ肺炎、あるいはRSウイルス、ノロウイルスなど、いずれも、重篤な医療で、子供たちの命、大人も高齢者などの命に関わる問題ですので、予防対策なども非常に重要になってくると思います。保健福祉課もちろん関わるとは思いますが、この予防に対する対策をどのように考えていますか伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、大谷課長。

○住民生活課長(大谷隆男君) 今般のこの感染性の疾病の流行に関しては、実は、来月の1月号の広報で、町の保健師と協議しながら呼びかけるという予定になっています。あるいは学校などにも情報を提供させていただいたということです。あと、子供以外にも感染することがあるのではないかと思いますので、施設関係は、保健の担当部局の方と連携しながら、PRに努めたいと思っています。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 特に子どもたちの医療に関しては、教育委員会、教育行政に対しての連携が重要だと思いますので、教育委員会と徹底した連絡あるいは協調等をとっていただいて、少しでも子供達がこうしたマイコプラズマ肺炎やRSウイルス等に感染しないよう事前の施行をいただきたいと思う次第ですがいかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 大谷課長。

○住民生活課長(大谷隆男君) PRは、先ほど話したような内容でPRに努めるということになりますが、今後、防止方法とか、ほとんどが風邪の対策と似たような予防方法になると聞いています。主に手洗いとかうがい、こういったものが必要だろうということですので、それらも、教育委員会あるいは保健担当部局の方と連携を保ちながら進めていきたいと思っています。以上です。

○議長(齊藤 正議員) はい、ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい11番、角和議員。

**○11番(角和浩幸議員)** はい、11番角和です。私も同じく第4款1項第5目、乳幼児等医療給付事業扶助について1点お尋ねさせていただきます。今のご答弁、質疑の中でもありましたとおり、医療費に係わる部分ですので、年によって、恐らくかなりの変動が見込まれると思われる事業です。それに対しまして、この事業の財源は、過疎債のソフト事業を活用しての事業ですが、起債を伴う財源ということで、その医療の急激な変動に柔軟に対応できるのかどうかというのがちょっと心配な点があります。その点と一般財源を使っての事業に移行するつもりがあるのかどうか、この点についてお尋ねさせていただきます。

(「はい」の声)

**○議長(齊藤 正議員)** はい、石井総務課長。

**○総務課長(石井典夫君)** 今、財源のお尋ねと理解しました。美瑛町の場合は過疎のソフトの方が対象になりますので、これを充てさせていただいていると。今回こういった事例で支出額が大きく伸びていますが、基本的には24年度で過疎のソフトの額も取り扱いについても、従来の美瑛町であれば、例えば1億円ほど発行をできる額があったとすれば、上乘せの5割という条件緩和もありますので、そういった中で今後も引き続き過疎のソフトを有効に活用して、対応していきたいというふうに考えています。

**○議長(齊藤 正議員)** 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の37頁から40頁まで、第6款農林水産業費から、第9款消防費までについての質疑を許します。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の39頁から42頁まで、第10款教育費から第12款諸支出金までについての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、2番森平議員。

**○2番(森平真也議員)** はい、2番森平です。第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、備考欄1(2)の美瑛東小学校大規模改修事業で伺います。今回は施設の大規模改修のための設計と聞いていますが、耐震化の工事も含めた来年度の大規模なものになると聞いています。そこで3点伺いたいのですが、まず今回のこの大規模改修とはどのような内容の工事になるのか。2点目が、耐震化も含めて今後来年度を予定しているということですが、事業費

はどれぐらいの規模を予定されているのか。それから3点目は、この工事によって、今後この施設が何年ぐらい使用できる施設となるのか。この3点を伺いたと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原学校教育課長。

○学校教育課長(藤原 悟君) 3点のご質問にお答えしたいと思います。まず1点目のどのような工事内容になるのかということですが、今のところ予定しているのが、暖房の改修、現在ステンレスの屋根になっていますが、それをウレタン防止という形に変更したいと考えています。そして外壁の補修、そしてトイレ、現在ほとんどが和式になっていますので、洋式への変更ということです。そして校舎の床補修、合わせて体育館の床も一部ボールのはね返りが悪いところもありますので、そういったところの改修も行いたいと考えています。2点目ですが、いくらぐらいの工事予定しているのかということですが、約1億6千万円ぐらいの工事を予定しています。この工事を行ったことによってどのくらいこの先、校舎として使用に耐えられるかというご質問かと思いますが、東小学校は昭和46年に開校をしまして、昭和62年に一回大規模改修を行ってきて現在に至っています。その時の大規模改修から20数年経っていますが、この先も同じ年数くらいは大丈夫なのかなと見通しを立てています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) それでは、東小学校の状況を伺いたと思います。先ほど東小学校は昭和47年に造って約40数年経過しているということで、そもそも出来たのが私が生まれる前なので、時代的な背景はわかりませんが、美瑛小学校の児童数が増えて手狭になって、美瑛東小ができたという経過だろうと思います。その当時、設置された時約500人ぐらいの児童がいらしたと伺っています。伺いたいのですが、現状の児童数と今後の見通しをどのように推移して行くか。それから、2点目が、設置当初から、恐らく半減以上していると思いますが、これらの今児童数が減った中での教室の利用状況について、この2点を伺いたと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原課長。

○学校教育課長(藤原 悟君) はい、最初の児童数の現状ということで、お答えをしたいと思います。午前中も東小学校の方からは、第6学年ですが傍聴の方に見てましたが、約40人程度いたかと思います。あのクラスが比較的人数が多いクラスでして、それ以下の学年になりますと、結構な落差が激しくて、1クラス25、6人ぐらいで推移をしています。現在そういう形で全校生徒が約170名程度ですが、来年度以降入学予定者の数になりますが、大体20人前後で推移していくのかなということです。建築当時は、各クラス2学級程度だったということですが、現在は各クラス1学級という編成になっています。空き教室の状況は、現在、普

通学級6学級、東小学校はあります。別に特別支援学級ということで、近年、そういったニーズが高まってきているところなんです、その特別支援学級について、同じく6学級がありますので、当初建築した当時と同じような12学級編制となっていますので、それぞれに教室を充てているということでもあります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい2番森平委員。

○2番(森平真也議員) はい、わかりました。誤解のないように説明しておきますと、私この東小学校が存続したらいいとか悪いとかそんなこと聞いているわけではなくて、少なくとも、何十年にわたって使えるようにするという大きな投資をするわけですから、それに当たってやっぱり今後の活用の見通しだったり、必要性、根拠そういったものが必要ではないか、そういうものをこの場で確認しておきたいというのが趣旨です。一方で、昨日、町長から人口について答弁があったように、8千人になるということも想定しつつというようなこともおっしゃってましたが、8千人になった時に、子供が増えてお年寄りが減るということは間違ってもないわけで、子供は恐らく減っていくだろうというときに、そういう500名いた規模の小学校を維持していくということに関しては、やはりそれなりの見通しを持って1億6千円とおっしゃってましたが、たぶん耐震化も含めた2億5千万円ぐらいと聞いてますが、大きな投資ですので、今後のそういった将来何十年先も見据えた活用の方向性、こういった投資をすることに至った経過、そういったものの確認をしたいと思います。よろしく願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原課長。

○学校教育課長(藤原 悟君) 学校の設置者に関しましては、町長ということになっていますので、私がここで東小学校云々ということにはなりません。繰り返しご説明申し上げますが、現在、入学前の子供さんは向こう5年間っていうのは大体把握ができる状況になっています。その先のことは、まだ未知の部分が多々ありますが、当面、その東小学校の学校の存続っていうものが、これだけの生徒がいまいたら、美瑛小学校そして美瑛東小学校というその2校が町内に存続することが望ましいのではないかなと考えています。従いまして、そういった改修に手をかけていきたいと考えています。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 設置は町長の案件だということではありますが、東小学校の今後の存続は私もやはり検討しました。教育委員会並びに役場の内部の色々なこう検討を重ねて、今回大規模改修をしようということで決定をしました。その部分は、子供さんも減ってきているということですが、今説明あったように特殊学級というような部分の対応も必要だということで、あ

る意味では学校としての規模が必要ということがあります。それからもう1つは、これまでへき地の学校が再編されてきましたが、再編される中でやはりへき地の学校が閉校されるようになると、やはり子供たちの多い町場にといい意見が非常に多いです。そういう面からしますと将来を見据えても、美瑛小学校、東小学校の並立は美瑛町にとって必要でないかと判断をしての今回の提案です。ご理解いただきたいと思います。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝委員） 7番議員です。第10款教育費、第3項中学校費、補正額559万9千円について伺います。先ほどの提案説明では、美馬牛中学校の浄化槽の破損による入替え工事であるとのことですが、整備工事が必要となった原因、理由など、より具体的な内容などを伺います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、藤原課長。

○学校教育課長（藤原 悟君） この工事が必要になった経緯をご説明させていただきたいと思ひます。美馬牛中学校は、昭和57年に建築をされ、その当時に浄化槽を設置して現在に至っています。その浄化槽ですが、先月11月に浄化槽の外側の構造を成しているコンクリート枠が急に崩れてしまったということで、浄化槽の中にその崩れた破片が落ちてしまひまして、現在水の浄化ができないという状況ですので、北海道の浄化槽協会というところに、どのような対処をしていったらいいのかということでご相談申し上げました。しかしながら復元は、不可能でないかということで、このたび新たに入替をしたいということで補正のお願いをしているところですよ。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 昭和57年築ということですが、築30年程度ですね。コンクリート製の枠が倒壊した、壊れたというのはちょっとまだ老朽化とか経年劣化には早いのではないかと思ひますが、倒壊した原因、究明などはわかったのでしょうか。また、この度の壊れた部分には人的な被害とか、そういうものはなかったのでしょうか。いかがでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、藤原課長。

○学校教育課長（藤原 悟君） 原因は、現在調査中ということよ、まだはっきりしたことはわかっていません。人的被害はありませんが、そこにいる生徒さん、そして職員には迷惑をかけている状況ですよ。トイレに関しては、浄化槽の内部が何層かになっていて、1番最後の終末の

ところが、1番きれいな水になるところになっていますが、今そこにパイプをつなぎながら、トイレの汚水をそこに流し込んでいて、そして汲取りをしながら、一時しのぎをしているという状況です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) ご説明をいただいたのですが、原因がよくわからないということは、ちょっと問題で、他の学校はどうなのでしょう。前に灯油の関係で、やはり整備が必要だということはありませんでしたが、点検がちょっと遅くなったために、他の学校で再びそういった灯油のタンクが壊れたというようなことがございました。今般、こうした美馬牛中学校の経年劣化とは言えないような倒壊した状況ですので、他の学校も十分点検をしていただく必要があるのではないのでしょうか。どのように考えのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原課長。

○学校教育課長(藤原 悟君) ご指摘のとおり、今年は灯油漏れということで大変ご迷惑をおかけしたこともありました。その際に、各学校には施設の点検ということで点検表などを作りまして、それによって点検してくださいということと、勿論教育委員会も直営で施設の方の点検には行っています。この度、冬休みを活用しながら、先般の校長会議の中で、冬休み期間中、施設の点検などを一斉に行ってくれと、そして継続した点検も行うようにということを改めて申し上げたところです。この浄化槽も、できる限りの各学校の点検を行いながら、そして車が乗り上げたことが原因ではないと思いますが、比較的駐車場の脇などにそういった浄化槽なども設置されていますので、車の乗り入れを禁止するような措置もとっていきたいと考えています。

○議長(齊藤 正議員) はい、他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の29頁から32頁まで、歳入全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の28頁、第2表地方債補正についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の25頁から27頁まで、平成24年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第10号についての質疑を終わります。

次に、議案第11号についての質疑を行います。議案集の43頁から48頁まで、平成24年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算の条文と第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事業別明細書歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第11号についての質疑を終わります。

次に、議案第12号についての質疑を行います。議案集の49頁から54頁まで、平成24年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算の条文と第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算書事業別明細書歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで、議案第12号についての質疑を終わります。これから討論を行います。お諮りします。3案件の討論は一括行いたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、3案件の討論は一括行うことに決定しました。それでは、議案第10号から議案第12号までの3案件についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、討論なしと認めます。これで、議案第10号から議案第12号までの3案件についての討論を終わります。

これから、日程第12、議案第10号の件を採決します。議案第10号、平成24年度美瑛町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第11号の件を採決します。議案第11号、平成24年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第12号の件を採決します。議案第12号、平成24年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第15号 報告第1号 専決処分について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第15号、報告第1号、専決処分についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、都市建設課長」の声)

はい、武井都市建設課長。

(都市建設課長 武井 一真 君 登壇)

○都市建設課長(武井一真君) 報告第1号、専決処分の内容についてご説明を申し上げます。議案集は55頁になります。平成23年度より道路改良事業を進めています本事業は、7月31日に入札を執行し、平成24年第5回美瑛町議会臨時会において議決をいただいたところであります。今般、舗装工事に対する路面融雪作業にかかる路面ヒーター使用等に対する金額の増によりまして189万円の増額となったところであります。したがって、12月12日に専決をさせていただきます報告するものです。それでは朗読をします。

(議案の朗読を省略する)

参考資料としまして、工事名、契約金額、契約先、変更内容を載せています。朗読は省略させていただきます。以上で、報告第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。



○議長（齊藤 正議員） 日程第16、請願第1号、町道の認定に関する請願についての件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、福原輝美子議員の退場を求めます。  
暫時休憩します。

休憩宣告（午後 3時06分）

（10番 福原 輝美子 議員 退場）

再開宣告（午後 3時06分）

○議長（齊藤 正議員） 会議を再開します。

請願第1号について、穂積産業経済常任委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

はい、9番穂積委員長。

（9番 穂積 力 議員 登壇）

○9番（穂積 力議員） それでは朗読をもって、委員会審査結果報告を朗読で報告にかえさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第16、請願第1号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号、町道の認定に関する請願についての件を、採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手少数であります。したがって、請願第1号の件は不採択とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩宣告（午後 3時08分）

（10番 福原 輝美子 議員 入場）

再開宣告（午後 3時08分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第17 所管事務調査の申し出について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第17、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

本件について総務文教常任委員会委員長齊藤幸一議員、産業経済常任委員会委員長穂積力議員、議会運営委員会委員長山家慶治議員から、所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

お諮りします。

本件については各委員長からの申し出のとおり承認したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。なお派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので了承願います。

---

閉会宣告

---

○議長（齊藤 正議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。平成24年第8回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

午後 3時09分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成25年3月5日

美瑛町議会 議長 齊藤 正

議員 森平 真也

議員 角和 浩幸